本文

本文 326 号


# 官報

第三百二十六號

NO. 326

昭和三年二月一日　水曜日

内閣印刷局


## 省令

◎遞信省令第五號

年金恩給支給規則中左ノ通改正ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日

遞信大臣　望月　圭介

第三條　繼續給與金ノ支給期日ハ當該支給期月ノ十一日ヨリ二十日迄トス但シ恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合又ハ年金ノ支給ヲ廢止セラレタル場合ニ於ケル給與金ニ付テハ支給期月及期日ニ拘ハラス之ヲ支給ス

一時限ノ給與金ノ支給ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第十條中「郵便貯金ニ振替預入ノ請求」ヲ「郵便貯金ヲ除ク月掛貯金ニ振替預入ノ請求」ニ改ム

（參照）

大正十二年十一月遞信省令第九十二號年金恩給支給規則抄錄

第三條　給與金ノ支給期日ハ當該支給期月ノ十一日ヨリ二十日迄トス

一時限ノ給與金ニ付テハ前項ノ期日ニ拘ハラス之ヲ支給ス

第十條第一項

受給者ハ給與ニ關スル證書ヲ添メ貯金局ニ寄託シ其ノ給與金ヲ支給期毎ニ自己ノ郵便貯金ニ振替預入ノ請求ヲ爲スコトヲ得

## 府令

◎朝鮮總督府令第百三十二號

醫師試驗規則中左ノ通改正ス

昭和二年十二月二十九日

朝鮮總督　山梨　半造

第四條第二項ヲ削ル

第四條ノ二　試驗ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス

試驗ニ合格セザルモ受驗科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ合格科目證明書ヲ付與ス

合格科目證明書ヲ有スル者ガ醫師試驗ヲ出願シタルトキハ當該科目ノ試驗ヲ免除ス但シ滿三年ヲ經過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條中「警務總監部ヲ經テ」ヲ削リ「又ハ警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、憲兵分遣所ノ長」ヲ「府尹、面長、市區町村長又ハ之ニ準ズベキ者」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

五　合格科目證明書ヲ有スル者ハ其ノ寫

第八條　削除

等九條　合格證書又ハ合格科目證明書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ合格證明書又ハ合格科目證明書ノ下付ヲ願出ヅルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ區別ニ依リ手數料ヲ納付スベシ

合格證明書ノ下付ヲ願出ヅル場合ハ一圓

合格科目證明書ノ下付ヲ願出ヅル場合ハ五十錢

第一號書式（用紙美濃紙）

醫師試驗願

本籍
住所
氏名　生年月日

一試驗ノ種類（第何部試驗）

一（合格科目何々）

右試驗相受度履歷書、證明書（第一部又ハ第二部試驗合格證明書寫、合格科目證明書寫）及寫眞相添（此段相願候也

年月日

右氏名印

朝鮮總督殿

第三號書式中「（何憲兵分隊長、憲兵分遣所長）」ヲ「（府尹、面長、市區町村長等）」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎朝鮮總督府令第百三十三號

藥劑師試驗規則中左ノ通改正ス

昭和二年十二月二十九日

朝鮮總督　山梨　半造

第二條中「（藥劑師ニ關スル法規ヲ含ム）」ヲ「（藥品又ハ藥劑師ニ關スル法規ヲ含ム）」ニ改ム

第二條ノ二　試驗ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス

試驗ニ合格セザルモ受驗科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ合格科目證明書ヲ付與ス

合格科目證明書ヲ有スル者ガ藥劑師試驗ヲ出願シタルトキハ當該科目ノ試驗ヲ免除ス但シ滿三年ヲ經過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條中「警務總監部ヲ經テ」ヲ削リ「又ハ警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、憲兵分遣所ノ長」ヲ「府尹、面長、市區町村長又ハ之ニ準ズベキ者」ニ改メ同條ニ左ノ二號ヲ加フ

三　實地試驗ヲ受ケントスル者ハ學說試驗合格證書ノ寫

四　合格科目證明書ヲ有スル者ハ其ノ寫

第六條　削除

第七條　合格證書又ハ合格科目證明書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ合格證明書又ハ合格科目證明書ノ下付ヲ願出ヅルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ區別ニ依リ手數料ヲ納付スベシ

合格證明書ノ下付ヲ願出ヅル場合ハ一圓

合格科目證明書ノ下付ヲ願出ヅル場合ハ五十錢

第一號書式（用紙美濃紙）

藥劑師試驗願

本籍
住所
氏名　生年月日

一試驗ノ種類（學說試驗又ハ實地試驗）

一（合格科目何々）

右試驗相受度履歷書、證明書（學說試驗合格證明書寫、合格科目證明書寫）及寫眞相添（此段相願候也

年月日

右氏名印

朝鮮總督殿

第三號書式中「（何憲兵分隊長、憲兵分遣所長）」ヲ「（府尹、面長、市區町村長等）」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎朝鮮總督府令第百三十四號

無線電報規則中左ノ通改正ス

昭和二年十二月二十九日

朝鮮總督　山梨　半造

第二十九條ノ二　別ニ告示スル電信官署ト朝鮮ニ於ケル陸軍託送發受所トノ間ニ送受スル陸軍用無線電報ニ限リ其ノ送受ニ關シ無線電報料ヲ課セズ

附　則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

# 廳令

◎關東廳令第六十六號

人力車營業取締規則左ノ通改正ス

昭和二年十二月十三日　關東長官 伯爵 兒玉秀雄

人力車營業取締規則

第一條　本令ニ於テ人力車營業トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一　人力車賃貸業
二　人力車帳場業人ヲ使用シ人力車ヲ輓カシムルコトヲ業トスル者
三　人力車夫客ノ需ニ應シ人力車ヲ輓ク者

第二條　人力車營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ第二號及第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一　本籍、住所、氏名及生年月日
二　營業ノ種別
三　營業ノ場所
四　人力車賃貸業及人力車帳場業ニ在リテハ車輛ノ數及商號アル者ハ其ノ商號

人力車夫ニシテ雇主アル者又ハ借受ケタル人力車ヲ輓ク者ハ前項ノ願書ニ其ノ雇主又ハ貸主ノ連署アルコトヲ要ス

第三條　警察官署ハ必要ト認ムルトキハ人力車夫ニ對シ其ノ居所ヲ指定スルコトヲ得

第四條　人力車營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日內ニ所轄警察官署ニ屆出テ且第一號ノ場合ニ於テハ許可證又ハ車輛檢查證ノ再下付ヲ、第二號及第六號ノ場合ニ於テハ許可證ノ書換ヲ申請シ第三號ノ場合ニ於テハ車輛檢查證ヲ、第四號及第五號ノ場合ニ於テハ許可證ヲ返納スヘシ但シ許可證又ハ車輛檢查證ヲ返納スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ疏明スヘシ

一　許可證又ハ車輛檢查證ヲ毀損若ハ亡失シタルトキ
二　本籍、住所、氏名又ハ商號ヲ變更シタルトキ
三　人力車ヲ讓渡シ若ハ之ヲ廢棄シ又ハ其ノ使用ヲ廢止シタルトキ
四　廢業シタルトキ
五　死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキ
六　人力車夫ニシテ雇主又ハ人力車ノ貸主ヲ變更シタルトキ

前項第六號ノ場合ニ於テハ其ノ新雇主又ハ新貸主ト連署ノ上人力車夫ヨリ、第五號ノ場合ニ於テハ家族、雇主若ハ組合代表者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條　許可證又ハ車輛檢查證ハ貸借、讓渡、讓受又ハ轉用スルコトヲ得ス

第六條　乘車賃錢ハ組合ノ設ナキ地ニ在リテハ警察官署之ヲ指定シ組合ノ設アル地ニ在リテハ組合ニ於テ其ノ額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第七條　人力車駐車場ハ警察官署之ヲ定ム

第八條　人力車ハ警察官署ノ檢查ヲ受ケ車輛檢查證ノ交付ヲ受ケタルモノニ非サレハ營業ノ爲貸借又ハ使用スルコトヲ得ス

車輛檢查證ハ車體ノ蹴込ニ釘附スヘシ

警察官吏ハ檢查濟ノ車輛ト雖モ毀損シ又ハ汚染シタルモノト認ムルトキハ修繕其ノ他ノ手入ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得

第九條　警察官署ハ警音器、點燈具其ノ他ノ屬具ノ製式ヲ定メ其ノ取附ヲ命スルコトヲ得

第十條　警察官署ハ人力車、人力車夫ノ服裝、許可證及車輛檢查證ヲ檢查スル爲其ノ日時及場所ヲ指定スルコトヲ得

警察官吏ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ人力車夫ノ服裝ヲ檢查シ又ハ其ノ修繕、洗濯若ハ新調ヲ命シ又ハ著用ヲ禁止スルコトヲ得

第十一條　人力車夫ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一　人力車ノ母衣ハ車體ニ裝置シ濫ニ取離ササルコト
二　人力車ノ前合羽及雨合羽ヲ携帶スルコト
三　許可證及賃錢表ヲ携帶シ警察官吏又ハ乘客ノ求メアルトキハ之ヲ示スコト
四　濫ニ乘車ヲ勸メ又ハ故ナク乘車ヲ拒マサルコト
五　濫ニ乘車ノ前後ヲ爭ヒ又ハ喧噪ノ行爲ヲ爲ササルコト
六　乘客ノ指定セサル場所ニ車ヲ輓入レ又ハ乘客ノ意ニ反シテ乘換ヲ求メ若ハ下車セシメ又ハ濫ニ進行ヲ停止セサルコト
七　街角又ハ橋上其ノ他行人ノ妨害ト爲ルヘキ場所ニ於テ客人ヲ乘降セシメサルコト
八　駐車場ノ外街路ニ人力車ヲ置カサルコト但シ乘客ノ下車用辨中行人ノ妨害ト爲ラサル場所ニ駐車スルハ此ノ限ニ在ラス
九　人力車ヲ駐車場ニ置クトキハ正シク整列スルコト
十　二人以上駐車場ニ客待スル場合ハ到著順ニ出車スルコト但シ乘客ノ特ニ指定シタル場合又ハ先著者ノ同意アルトキハ此ノ限ニ在ラス
十一　夜間ハ點燈スルコト
十二　車馬道ノ設アル街路ハ人道ニ輓入レサルコト
十三　二人以上ノ客ヲ乘車セシメサルコト但シ十歲未滿ノ小兒二人以下ヲ保護者ト同車セシムルハ此ノ限ニ在ラス
十四　何等ノ名義ヲ問ハス定額外ノ賃錢又ハ報酬ヲ請求セサルコト

第十二條　人力車夫ハ警察官吏ノ承認ヲ受クルニ非サレハ左ニ掲クル人又ハ物ヲ乘載スルコトヲ得ス

一　傳染病患者、同死者又ハ傳染病毒ニ汚染シタル物件
二　車體ヲ汚染シ又ハ惡臭ヲ遺スノ虞アル物件
三　行人ノ妨害ト爲ルヘキ長大ノ物件
四　爆發質其ノ他危險ノ虞アル物件

第十三條　人力車營業者組合ヲ設ケムトスルトキハ其ノ規約及代表者ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ組合ヲ設ケシメ又ハ其ノ認可ニ係ル規約若ハ代表者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

組合區域內ニ於ケル營業者ハ組合ニ加入スルニ非サレハ營業ヲ開始スルコトヲ得ス

第十四條　組合規約ニハ左ノ事項ヲ定ムヘシ

一　組合ノ名稱及事務所ノ位置
二　代表者其ノ他役員ノ任期及業務ニ關スル事項
三　人力車ノ賃貸料
四　雇傭人力車夫ノ給料又ハ賃錢配當ノ步合
五　組合費用徵收及支辨ノ方法
六　前各號ノ外必要ノ事項

警察官署ハ土地ノ狀況ニ依リ前項各號ノ一部ヲ省略セシムルコトヲ得

第十五條　警察官署長ハ本令ニ定ムルモノノ外取締上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第十六條　人力車營業者ニシテ公安ヲ害シ、風俗ヲ紊ルノ虞アリ若ハ衞生上有害ナリト認ムルトキハ所轄警察官署長ハ營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條　第九條警音器及點燈具ノ製式竝取附ニ付テ、第十一條第一項第七號及第八號第十一號乃至第十三號及第十二條ノ規定ハ營業者ニ非サル車夫ニモ之ヲ適用ス

第十八條　本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ甲種若ハ乙種ノ車夫ヲ營ム者ハ本令ニ依リ人力車夫ノ營業ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス





本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ警察官署ノ交付シタル車體檢查證ハ本令ニ依ル車輛檢查證ト看做ス

◎關東廳令第六十七號

關東廳中學校規則中左ノ通改正ス

昭和二年十二月二十九日　關東長官 木下謙次郎

第十條第二項中「試驗及」ヲ削ル

第十三條中「日本歷史」ヲ「國史」ニ、「試驗」ヲ「檢定」ニ改メ第三項ヲ削ル

第十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第十五條中「試驗ニ依ラスシテ」ヲ削ル

第十六條第二項ヲ削ル

第十九條　各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

附　則

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條ノ規定ノ改正ニ關シテハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎關東廳令第六十八號

關東廳高等女學校規則中左ノ通改正ス

昭和二年十二月二十九日　關東長官 木下謙次郎

第十二條中「試驗及修學旅行等」ヲ「修學旅行」ニ改ム

第十五條中「日本歷史」ヲ「國史」ニ、「試驗」ヲ「檢定」ニ改ム

第十六條　削除

第十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第二十條　削除

第二十三條及第二十四條中「試驗ヲ行ハスシテ」ヲ削ル

第二十五條　各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

附　則

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十六條及第二十條ノ規定ノ改正ニ關シテハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 告示

◎大藏省告示第十三號

保稅工場私設ノ件昭和二年十二月十三日左ノ通特許アリタリ

昭和三年二月一日　大藏大臣 三土忠造

一、經營者　佐世保市常盤町九十九番地　青木榮藏
一、保稅工場ノ位置及面積　佐世保市日宇里免四千二百四十一番地　三百二十三坪
一、建設物ノ棟數及坪數　二棟　四十五坪二合五勺
一、作業ノ種類　貨物ノ加工(解體)、改裝、仕分其ノ他ノ手入
一、作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類
(イ)外國貨物　船體
(ロ)內國貨物　木箱、繩、莚、叺其ノ他荷造用材料
一、特許期限　昭和三年十二月十二日迄

◎大藏省告示第十四號

昭和三年一月中小額紙幣銷却高左ノ如シ

| 種類 | 枚數 | 金額 |
|---|---|---|
| 五十錢 | 一七〇、六一〇枚 | 八五、三〇五・〇〇圓 |
| 十錢 | 一五〇、〇〇〇 | 一五、〇〇〇・〇〇 |
| 計 | 三二〇、六一〇 | 一〇〇、三〇五・〇〇 |

參照

昭和三年一月末小額紙幣發行殘高左ノ如シ

| | |
|---|---|
| 發行高累計 | 四〇四、五〇〇、〇〇〇・〇〇圓 |
| 銷却高累計 | 三九一、四一一、五九〇・〇〇 |
| 發行殘高 | 一三、〇八八、四一〇・〇〇 |

昭和三年二月一日　大藏大臣 三土忠造

◎文部省告示第四十號

職業學校規程ニ依リ左記實業學校ヲ設置シ昭和三年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

昭和三年二月一日　文部大臣 水野錬太郎

名稱　成安高等縫[illegible]女學校
位置　京都府京都市上京區今出川通烏丸東入ル
設立者　瀨尾チカ
入學資格　高等小學校卒業程度
修業年限　三年

◎文部省告示第四十一號

職業學校規程ニ依リ左記實業學校ヲ設置シ昭和三年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

昭和三年二月一日　文部大臣 水野錬太郎

名稱　湊川高等女子職業學校
位置　兵庫縣武庫郡西灘村
設立者　幸田豊三
入學資格　尋常小學校卒業程度
修業年限　四年

◎文部省告示第四十二號

中學校令ニ依リ左記中學校ヲ設置シ昭和三年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

昭和三年二月一日　文部大臣 水野錬太郎

名稱　茨城縣立境中學校
位置　茨城縣猿島郡境町
設立者　茨城縣

◎文部省告示第四十三號

農業學校規程ニ依リ左記實業學校ヲ設置シ昭和三年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

昭和三年二月一日　文部大臣 水野錬太郎

名稱　岐阜縣土岐郡實業學校
位置　岐阜縣土岐郡土岐町
設立者　土岐郡電氣事業竝實業學校組合
入學資格　高等小學校卒業程度
修業年限　二年

◎文部省告示第四十四號

中學校令ニ依リ左記中學校ヲ設置シ昭和三年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

昭和三年二月一日　文部大臣 水野錬太郎

名稱　大分縣立大野中學校
位置　大分縣大野郡東大野村
設立者　大分縣

◎文部省告示第四十五號

奈良縣磯城郡三輪町ニ設置セル縣立磯城圖書館、同縣宇陀郡松山町ニ設置セル縣立宇陀圖書館、同縣宇智郡五條町ニ設置セル縣立宇智圖書館、同縣吉野郡上市町ニ設置セル縣立吉野圖書館ヲ昭和三年三月限リ廢止ノ件昭和三年一月三十一日認可セリ

昭和三年二月一日　文部大臣 水野錬太郎

◎農林省告示第十四號

森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

昭和三年二月一日　農林大臣 山本悌二郎

長崎縣南高來郡島原町

| 字 | 地番 | 面積（町段畝歩） |
|---|---|---|
| 眉山 | 五、六四二<br>五、六四三<br>五、六四五 ノ內 | 三五〇、〇〇〇〇ノ內<br>實測 一、五〇〇六 |

◎農林省告示第十五號

大正五年一月農商務省告示第十二號蠶絲業同業組合中央會議員ノ定數、配當中左ノ通改正ス

昭和三年二月一日　農林大臣 山本悌二郎

一　議員定數　百二十八人
二　議員配當中「兵庫縣養蠶同業組合聯合會」ノ下ノ「神戶蠶絲貿易同業組合、」ヲ削リ「大分縣蠶絲同業組合」ノ下ニ「、神戶蠶絲貿易同業組合」ヲ加フ

◎商工省告示第四號

輸出絹織物取締法施行規則第八條ノ規定ニ依リ昭和三年一月二十三日左記ノ通合格印章押捺省略ノ件許可セリ

昭和三年二月一日　商工大臣 中橋德五郎

一、製織業者ノ住所、氏名　福井縣吉田郡西藤島村　坂井乙治郎

二、製品ノ種類　鰹出富士鋼
三、登錄番標




四、登錄番號　第三七、五一〇號

◎逓信省告示第百九十四號

無線電信法第二條ニ依リ左記私設無線電信施設ヲ許可セリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

一、施設者名　蓬萊水産株式會社
二、施設ノ目的　無線電信法第二條第一號乃至第三號ニ依リ航行ノ安全、漁業用通信及電報送受ニ使用
三、機器裝置場所　帝國サルヴェージ株式會社福井出張所汽船粘捷丸
四、呼出符號　JWBH
五、通常通達距離　晝間二百「キロメートル」、夜間二百「キロメートル」
六、裝置方式　安中「クエンチト　スパーク」式
七、空中線電力　百五十「ワット」
八、使用電波長　三百「メートル」、六百「メートル」
九、通信執務時間　不定

◎逓信省告示第百九十五號

無線電信法第二條ニ依リ左記私設無線電信施設ヲ許可セリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

一、施設者名　蓬萊水産株式會社
二、施設ノ目的　無線電信法第二條第一號乃至第三號ニ依リ航行ノ安全、漁業用通信及電報送受ニ使用
三、機器裝置場所　汽船恒春丸（定繫港下關）
四、呼出符號　JWBH
五、通常通達距離　晝間二百「キロメートル」
六、裝置方式　安中「クエンチト　スパーク」式
七、空中線電力　百五十「ワット」
八、使用電波長　三百「メートル」、六百「メートル」
九、通信執務時間　不定

◎逓信省告示第百九十六號

大正十年九月逓信省告示第千六百五十六號大阪商船株式會社施設汽船笠戸丸裝置私設無線電信通常通達距離左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

通常通達距離　晝間八百「キロメートル」

◎逓信省告示第百九十七號

大正六年十一月逓信省告示第千二十五號大阪商船株式會社施設汽船南京丸裝置私設無線電信通常通達距離左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

通常通達距離　晝間五百「キロメートル」

◎逓信省告示第百九十八號

大正七年二月逓信省告示第百九十三號笠原商事株式會社施設汽船明天丸裝置私設無線電信通信執務時間左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

通信執務時間　不定

◎逓信省告示第百九十九號

大正九年九月逓信省告示第千二百九十五號岸本汽船株式會社施設汽船神榮丸裝置私設無線電信使用電波長左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

使用電波長　三百「メートル」、六百「メートル」、八百「メートル」

◎逓信省告示第二百號

昭和三年一月三十日ヨリ左記電信取扱所ヲ設置シ無線電報ニ限リ之ヲ取扱フ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

名稱　位置　定繫港無線電信取扱所　大阪逓信局

◎逓信省告示第二百一號

昭和三年一月三十日ヨリ大正十四年九月逓信省告示第千三百五十號海岸局（船舶局、固定局及託送發受所各等中「以智丸」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

局名　詠捷丸　呼出符號　JASC

◎逓信省告示第二百二號

鐵道省所管北海道稚内港外打鐘吹鳴桂浮標ハ目下氷結ノ爲其ノ用ヲ爲サザル狀態ニアル旨報告アリタリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

◎逓信省告示第二百三號

大正十二年八月逓信省告示第千三百五十一號及大正十三年九月逓信省告示第千二百四十九號鐵道省施設汽船翔鳳丸、津輕丸及松前丸裝置官廳用無線電信通常通達距離等左ノ通變更ヲ承認セリ

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

一、通常通達距離　持續電波　晝間二百「キロメートル」
可聽持續電波　同　百「キロメートル」
二、裝置方式　安中眞空管式
三、空中線電力　百「ワット」
四、使用電波長　持續電波　二千二百「メートル」「二千四百「メートル」
可聽持續電波　三百「メートル」「六百「メートル」

◎逓信省告示第二百四號

明治三十九年六月逓信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加、改正シ昭和三年二月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

追加

十日町（越後）　岡谷間　金五十錢
松本間　金四十錢
上諏訪間　金五十錢
白根（越後）　小出間　金二十五錢
喜多方間　金四十錢
同　高崎間　金四十錢
長岡　塩河江　東京間　金九十五錢
長岡（岩代）　須賀川間　金二十五錢
矢吹間　金四十錢
常葉（磐城）　宇都宮間　金六十五錢
同　東京間　金二十五錢
喜多方　保原間　金二十五錢
鮎野町　大網野間　金二十錢
同　加茂（越後）間　金二圓五十錢
酒田　小樽間　金二十五錢
大森（羽後）　盛岡間　金二十五錢
改正
大阪　竹野間
新鼠鶴（豐國）　豐國（但馬）間

◎逓信省告示第二百五號

明治三十九年六月逓信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ本日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

大浦（高島）（近江）間　金二十錢
坂本（近江）間　金二十五錢
同　草津（近江）間　金二十五錢
同　守山（近江）間　金二十五錢
同　野洲間　金二十五錢
同　堅田間　金二十錢
同　彦根間　金二十五錢
同　八幡（近江）間　金二十五錢
同　京都間　金三十五錢
同　大阪間　金二十五錢
同　潮田間　金二十五錢

◎逓信省告示第二百六號

大正四年勅令第二百十五號ニ基ク請願ニ依リ昭和三年二月六日ヨリ左記郵便局ニ電話



通話事務ヲ開始ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

名稱　位置
坪和郵便局　岡山縣久米郡坪和村

◎逓信省告示第二百七號

大正三年十二月逓信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和三年二月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

呼出區域

| 呼出受持局 | | | |
|---|---|---|---|
| 坪和 | 岡山縣 | 久米郡 | 坪和村大字中字栃原、同西谷、同出尻、同山谷、同中慶（坪和） |
| 同 | 同 | 同 | 坪和谷（坪和） |
| 同 | 同 | 同 | 同大串（坪和） |
| 同 | 同 | 同 | 同大字西字西原、同稻村（坪和） |

◎逓信省告示第二百八號

明治三十九年六月逓信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和三年二月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福渡 | 岡山 | 金十錢 | |
| 西川 | 同 | 金五錢 | |
| 建部 | 同 | 金十錢 | |
| 金川 | 同 | 金十五錢 | |
| 岡山 | 同 | 金二十錢 | |
| 五城 | 同 | 金十五錢 | |
| 津山 | 同 | 金十五錢 | |
| 年佐 | 同 | 金二十錢 | |
| 長岡（備前） | 同 | 金二十錢 | |
| 瀨戸（備前） | 同 | 金二十錢 | |
| 和氣 | 同 | 金二十錢 | |
| 片上 | 同 | 金二十錢 | |
| 西大寺 | 同 | 金二十錢 | |
| 牛窓 | 同 | 金二十五錢 | |
| 三蟠 | 同 | 金二十錢 | |
| 妹尾 | 同 | 金二十錢 | |
| 興除 | 同 | 金二十錢 | |
| 八濱 | 同 | 金二十錢 | |
| 小串（備前） | 同 | 金二十五錢 | |
| 山田（備前） | 同 | 金二十五錢 | |

◎逓信省告示第二百九號

大正三年十二月逓信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通改正シ昭和三年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

| | | | |
|---|---|---|---|
| 宇野 | 玉間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 早島間 | 金二十錢 | |
| 同 | 茶屋町間 | 金二十錢 | |
| 同 | 天城間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 迫川間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 郷内間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 味野間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 下津井間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 下村間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 田ノ口間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 倉敷間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 笠岡間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 井原間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 川邊（備中）間 | 金二十錢 | |
| 同 | 箭田間 | 金二十錢 | |
| 同 | 撫川間 | 金二十錢 | |
| 同 | 備前一宮間 | 金二十錢 | |
| 同 | 眞金間 | 金二十錢 | |
| 同 | 高松（備中）間 | 金二十錢 | |
| 同 | 足守間 | 金二十錢 | |
| 同 | 總社間 | 金二十錢 | |
| 同 | 高梁間 | 金二十錢 | |
| 同 | 成羽間 | 金二十錢 | |
| 同 | 新見間 | 金二十錢 | |
| 同 | 矢神間 | 金二十錢 | |
| 同 | 布瀨間 | 金二十錢 | |
| 同 | 高松（讃岐）間 | 金三十錢 | |
| 同 | 姫路間 | 金五十錢 | |
| 同 | 神戸（湊）間 | 金六十錢 | |
| 同 | 大阪間 | 金四十五錢 | |
| 同 | 松江間 | 金十五錢 | |
| 同 | 町村田間 | 金十五錢 | |
| 同 | 笹岡間 | 金二十錢 | |
| 同 | 矢掛間 | 金二十五錢 | |
| 同 | 小田間 | 金二十五錢 | |

◎逓信省告示第二百十號

大正三年九月逓信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和三年二月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 船佐 | 三次 | 金十錢 | |
| 同 | 作木 | 金十錢 | |
| 同 | 口羽 | 金十錢 | |
| 同 | 君田 | 金十錢 | |
| 同 | 口北 | 金二十錢 | |
| 同 | 布野 | 金二十錢 | |

◎逓信省告示第二百十一號

大正三年九月逓信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和三年二月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

呼出區域

| 呼出受持局 | | | |
|---|---|---|---|
| 一國 | 岡山縣 | 久米郡 | 弓削大字下弓削（同塚本）、同重友、同仁王（同倉上）、同上弓削、同新地 |
| 弓削 | 同 | 同 | 大字上弓削、同倉上 |
| 船佐 | 廣島縣 | 高田郡 | 船佐村大字船佐、同和々部、同竹部、同志部、同吉原 |

◎逓信省告示第二百十二號

明治三十九年六月逓信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和三年二月六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年二月一日　逓信大臣　望月　圭介

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 船佐 | 三次 | 金十錢 | |
| 同 | 作木 | 金十錢 | |
| 同 | 口羽 | 金十錢 | |
| 同 | 君田 | 金十錢 | |
| 同 | 口北 | 金二十錢 | |
| 同 | 布野 | 金二十錢 | |
| 同 | 赤名 | 金二十五錢 | |
| 同 | 志々 | 金二十錢 | |
| 同 | 來島 | 金二十錢 | |
| 同 | 頓原 | 金二十錢 | |
| 同 | 松江 | 金二十五錢 | |
| 同 | 隱岐 | 金二十五錢 | |
| 同 | 三良坂 | 金二十錢 | |
| 同 | 吉舍 | 金二十錢 | |
| 同 | 庄原 | 金二十錢 | |
| 同 | 上下 | 金二十錢 | |
| 同 | 峯田 | 金二十錢 | |
| 同 | 高野山 | 金二十錢 | |
| 同 | 比和 | 金二十錢 | |
| 同 | 田總 | 金二十錢 | |
| 同 | 油木 | 金二十五錢 | |
| 同 | 備後落合 | 金二十錢 | |
| 同 | 西城 | 金二十錢 | |
| 同 | 東城 | 金二十五錢 | |
| 同 | 野馳 | 金二十五錢 | |
| 同 | 新見 | 金二十五錢 | |
| 同 | 神代 | 金二十五錢 | |
| 同 | 矢神 | 金二十五錢 | |
| 同 | 小奴可 | 金二十五錢 | |
| 同 | 川鳥 | 金二十五錢 | |
| 同 | 帝釋 | 金二十五錢 | |
| 同 | 新坂 | 金二十五錢 | |
| 同 | 尾道 | 金二十五錢 | |
| 同 | 糸崎 | 金二十五錢 | |
| 同 | 三原 | 金二十五錢 | |
| 同 | 本郷（安藝） | 金二十五錢 | |
| 同 | 忠海 | 金二十五錢 | |
| 同 | 竹原 | 金二十五錢 | |
| 同 | 三津 | 金二十五錢 | |
| 同 | 尾道吉和 | 金二十五錢 | |
| 同 | 宇津戸 | 金二十五錢 | |
| 同 | 市村 | 金二十五錢 | |
| 同 | 甲山 | 金二十五錢 | |
| 同 | 府中（備後） | 金二十五錢 | |
| 同 | 新市 | 金二十五錢 | |
| 同 | 松永 | 金二十五錢 | |
| 同 | 重井 | 金二十五錢 | |
| 同 | 瀨戸田 | 金二十五錢 | |
| 同 | 土生 | 金三十錢 | |
| 同 | 三庄 | 金三十錢 | |
| 同 | 美ノ鄕 | 金二十五錢 | |
| 同 | 鞆 | 金二十五錢 | |



官報 326 号外

# 第 326 号 本文

# 敍任及辭令

◎昭和三年一月二十一日

敍正七位　横田萬壽之助

◎昭和三年一月二十八日

敍從三位　正四位勳二等　坂口　昂

敍從五位　正六位勳六等　住野　良三

◎昭和三年一月三十一日

朝鮮總督府遞信局長　朝鮮總督府總督官房附　松本　誠

任朝鮮總督府遞信局長　朝鮮總督府總督官房附　山本　犀藏

敍高等官二等

朝鮮總督府遞信局長　朝鮮總督府鐵道局理事　松本　誠

任朝鮮總督府專賣局長　朝鮮總督府總督官房附　山本　犀藏

敍高等官二等

朝鮮總督府專賣局長　朝鮮總督府遞信局長　松本　誠

敍高等官一等

朝鮮總督府專賣局長　朝鮮總督府專賣局長　水口　隆三

敍高等官一等

朝鮮總督府專賣局長　朝鮮總督府專賣局長　水口　隆三

任朝鮮總督府專賣局長　朝鮮總督府專賣局長　水口　隆三

敍高等官一等

朝鮮總督府專賣局長　朝鮮總督府專賣局長　水口　隆三

任朝鮮公立實業學校教諭　朝鮮公立實業學校長兼朝鮮公立實業學校教諭　溝口　音朗

敍高等官五等

任地方事務官　内務屬　原　保雄

敍高等官七等

公立中學校教諭　公立中學校教諭　常田　宗七

公立中學校長兼公立中學校教諭ニ任ス　公立實業學校教諭從六位　吉澤　徹

高等官五等ヲ以テ待遇セラル　公立實業學校長兼公立實業學校教諭ニ任ス

公立實業學校教諭　公立實業學校教諭　吉澤　徹

高等官五等ヲ以テ待遇セラル　土木技師從六位　高塚　育三

地方農林技師兼土木技師ニ任ス　大阪高等學校教授　尖倉　保

高等官五等ヲ以テ待遇セラル　遞信技師　中山　龍次

大阪高等學校教授　尖倉　保　遞信局長　蒲原久四郎　純

遞信技師　中山　龍次　朝鮮總督府遞信局長　和田　純

朝鮮總督府遞信局長　和田　純　朝鮮總督府事務官兼内務局地方課長　得能　佳吉

休職

休職松山高等學校教授　根岸和一郎　朝鮮總督府專賣局副事務官　廣田　良作

朝鮮總督府理事官　菊池　光輿

依願免本官

朝鮮公立實業學校長兼朝鮮公立實業學校教諭　谷口　寶次

依願免本官並兼官

臺南州警部兼臺灣總督府地方理事官　中西　清七

地方技師　高塚　育三

依願免本官（以上十一月一日内閣）

大臣官房秘書官　相馬　盂胤

京都府下ヘ出張ヲ命ス（十一月一日大臣官房）

從二位勳二等子爵　藤井　行德

昭和三年歌會始講師被免　正四位男爵　今園　國貞

特旨ヲ以テ位記ヲ追賜セラル（十一月一日同）

故樞密院議長從一位勳一等公爵　黒田清隆

故樞密院議長從一位勳一等公爵　黒田清隆

特旨ヲ以テ位記ヲ追賜セラル（十一月一日同）

故京都帝國大學教授　坂口　昂

授正四位勳二等

特旨ヲ以テ位一級追陞セラル（十一月一日同）

外交官補　太田　知庸

南洋諸島ヘ出張ヲ命ス（十一月一日外務省）

道路技師　渡邊　孝造

静岡縣道路技師ニ補ス（十一月一日外務省）

陸軍法務官　朝日　武敏

七級俸下賜（十一月一日陸軍省）

陸軍法務官試補ヲ命ス　相内　禎介

陸軍法務官試補　相内　禎介

年俸千弐拾圓下賜

第一師團軍法會議附ヲ命ス（以上十一月一日同）

長崎控訴院檢事檢事　石川近之進

補熊本地方裁判所檢事兼熊本區裁判所檢事

一級俸下賜

熊本地方裁判所檢事兼熊本區裁判所檢事　前田前之助

補長崎控訴院檢事

佐賀地方裁判所檢事兼佐賀區裁判所檢事　鈴木銈太郎

補宮崎地方裁判所檢事兼宮崎區裁判所檢事

宮崎地方裁判所檢事兼宮崎區裁判所檢事　大里與謝郎

補佐賀地方裁判所檢事兼佐賀區裁判所檢事

笠岡區裁判所判事判事　佐藤　清

兼補岡山地方裁判所判事

人吉區裁判所檢事檢事　仙田　嘉吉

補厳原區裁判所檢事兼長崎地方裁判所厳原支部檢事

六級俸下賜

德山區裁判所判事判事　西本　實

厳原區裁判所檢事兼對馬地方裁判所厳原支部檢事　柳原　鎭平

婚正院敎官　角田　茂雄

補人吉區裁判所檢事

九級俸下賜

多摩少年院勤務ヲ命ス（以上十一月三日司法省）

司法官試補　林　幹二

同　竹内　次郎

福岡區裁判所檢事代理ヲ免ス（十一月三日同）

公立實業學校長　北川勝次郎

滋賀縣立八幡商業學校長ニ補ス

千葉醫科大學教授　緒方　規雄

支那ヘ出張ヲ命ス（以上十一月三日支那省）

賜二級俸　濱松高等工業學校教授　德三

山梨高等工業學校教授　南大路謙一

五級俸下賜

第二高等學校教授　栗林　宇一

水戸高等學校教授　今村　孝三

六級俸下賜

七級俸下賜　第二高等學校教授　大石　喬一

八級俸下賜　水戸高等學校教授　伊藤　法準

九級俸下賜　同　佐藤　瑞穗

京都帝國大學經濟學部長　財部　静治

補京都帝國大學經濟學部長

職務俸金九百圓下賜

同　神戸　正雄

依願京都帝國大學經濟學部長ヲ免ス　福島　郁三

同　同　藤作　吉岡　宮田　道雄

（各通）

化學機械學講座分擔ヲ命ス

分擔講座職務俸金參百圓下賜

同　松本　均

同　中澤　良夫

同　喜多　源逸

化學機械學講座分擔ヲ免ス

公立大學教授　山田　一夫

歐米各國ヘ出張ヲ命ス

賜三級俸　大阪高等學校教授　尖倉　保

公立中學校長兼公立中學校教諭　常田　宗七

東京府立第九中學校長兼東京府立第九中學校教諭ニ補ス

公立實業學校長兼公立實業學校教諭　吉澤　徹

東京府立第三商業學校長兼東京府立第三商業學校教諭ニ補ス（以上十一月一日同）

東京帝國大學教授　諸戸　北郎

學術實地指導ノ爲歐米各國ヘ二箇年出張ヲ命ス（十一月一日東京帝國大學）

地方農林技師　光保　正信

福岡縣農林技師ニ補ス

同　李島　臺作

大分縣農林技師ニ補ス

同　伊藤　武一

熊本縣農林技師ニ補ス（以上十一月一日農林省）

十級俸下賜　保險事務官　米谷　隆三

保險部勤務ヲ命ス（十一月一日商工省）

遞信技師　土井　利平

左ノ各遞信局區内ヘ出張ヲ命ス

大阪　廣島　熊本

埼玉縣下ヘ出張ヲ命ス　航空官　兒玉　常雄

簡易保險局事務官　手島　榮

大阪遞信局區内ヘ出張ヲ命ス　同

左ノ各遞信局區内ヘ出張ヲ命ス　大沼　齊一

信省）

廣島　熊本

遞信技師　半田　光久

左ノ各遞信局區内ヘ出張ヲ命ス（十一月一日同）

名古屋　大阪

航空官　兒玉　常雄

茨城縣下ヘ出張ヲ命ス（十一月一日同）

朝鮮公立實業學校教諭　吉田　貞造

咸興公立農業學校長事務取扱ヲ命ス（二十年十一月朝鮮總督府）

京城帝國大學助教授　赤尾　晃

職務俸四百圓下賜（二十年十一月）

京城帝國大學助教授　金子　光介

西洋史學講座擔任ヲ命ス

本俸六級俸下賜

職務俸金五百五十圓下賜（十一月一日同）

京城帝國大學教授　志賀　潔

衛生學及豫防醫學講座分擔ヲ命ス

京城帝國大學助教授　椎葉　芳彌

衛生學及豫防醫學講座分擔ヲ命ス（以上十一月一日同）

京城帝國大學助教授　水島　治夫

衛生學及豫防醫學講座分擔ヲ命ス

分擔講座職務俸一百七十五圓下賜

京城帝國大學教授　綿引　朝光

衛生學及豫防醫學講座擔任ヲ免ス（以上十一月一日同）

九級俸下賜　朝鮮總督府郡守　朴　在洙

江原道平康郡在勤ヲ命ス

朝鮮總督府專賣局副事務官　西田　三郎

三級俸下賜

六級俸下賜　朝鮮總督府郡守　李　殷相

同　金　極一

江原道襄陽郡在勤ヲ命ス

同　蔡　麟錫

江原道楊口郡在勤ヲ命ス

同　李　起遠

江原道金化郡在勤ヲ命ス（以上十一月一日同）

朝鮮總督府事務官　松本　伊織

下ノ關、長崎、上海、青島、天津、北京、大連、奉天、長春、哈爾賓及安東ヘ出張ヲ命ス（十一月一日同）

朝鮮總督府道事務官　井上　清

奉天、撫順、バインタラ、哈爾賓、長春、大連及旅順ヘ出張ヲ命ス

朝鮮總督府學務局長　李　軫鎬

東京府、大阪府、愛知縣、滋賀縣、廣島縣及大分縣ヘ出張ヲ命ス（以上十一月一日同）

朝鮮總督府技師　石塚　峻

大阪ヘ出張ヲ命ス（十一月一日同）

公立醫學校長　大池　菅根

六級俸下賜（十一月一日東京府）

地方農林技師　齋藤　豊喜

年俸參百圓下賜（十一月一日茨城縣）

同　波多腰　武

九級俸下賜（十一月一日同）

地方農林技師　田中　武雄

九級俸下賜（十一月一日熊本縣）

正誤

昨二年十二月十三日本欄三四二頁二段秋谷六三ヨリ同三段小田五郎二至ル十一人ノ上「地方農林主事」ハ孰モ「地方農林技師」ノ誤ニ付訂正

北海道廳事務官

## 宮廷錄事

◎勅使差遣　放檢事荒木精一郎去月二十九日宮城縣下ニ於テ葬送ニ付同日午前十時勅使トシテ宮城縣知事ヲ同人邸ニ差遣ハサレ幣帛ヲ下賜セラレタリ

# 大禮使彙報

◎齋田點定ノ儀　本月五日齋田點定ノ儀ヲ行ハセラル

大禮使高等官

右午前九時三十分賢所參集所ニ參集

服裝ハ禮服禮裝通常禮服

# 彙報

## ○官廳事項

◎師範學校卒業後上級學校ニ入學セントスル者ノ徴集延期願出ノ手續ニ關スル件　師範學校ヲ卒業シ短期現役兵トシテ服役スヘキ者ニシテ引續キ上級學校ニ入學セントスル者ノ兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依ル徴集延期願出ノ手續ニ關スル三重縣ノ照會ニ對シ陸軍省副官ヨリ右ハ二月上旬ニ於テ行フ短期現役兵ノ徴兵檢査ハ一應之ヲ實施シ現役編入ノ處分ハ一時之ヲ見合セ置キ御後上級學校ヘ入學確定ノ上徴兵適齢年ノ者ニ在リテハ兵役法施行規則第三百十五條及第三百十六條ノ規定ニ依リ師範學校在學中既ニ徴集延期中ノ者ニ在リテハ同規則第三百二十條及第三百二十一條ニ依リ徴集延期ノ手續ヲ爲スニ於テハ其年ノ徴兵檢査ノ結果ニ依ル終決處分ヲ行フコトナク徴集ヲ延期スル如ク取扱フ趣旨ナル旨回答セリ

◎損害保險制度調査委員會臨時委員ヲ囑託並解囑　損害保險制度調査委員會臨時委員ヲ左記ノ通去月三十日囑託並ニ解囑セリ（商工省）

正四位勳三等　岩住　良治

從四位勳三等　仁田　直

（各通）

損害保險制度調査委員會臨時委員ヲ囑託ス

從三位勳一等　津野　慶太郎

依願損害保險制度調査委員會臨時委員ヲ解ク

（各通）

農林省山林局長　入江　魁

五位勳四等　蘭部　一郎

損害保險制度調査委員會臨時委員ヲ囑託ス

（各通）

◎轉任　地方警視谷本八次郎ハ去月二十八日鳥取縣屬兼鳥取縣警部ニ轉任セリ

◎敍勳改名　公立實業學校教諭寺澤重吉ハ去月十六日一榮ト改名セリ

◎休職滿期　休職公立實業學校教諭兼公立實業學校長吉田升太郎ハ去月二十六日休職滿期ト爲レリ

◎官吏等薨去、卒去及死去　京都帝國大學教授從三位勳二等坂口昂ハ去月二十八日薨去シ海軍大佐正五位勳四等黒川魁檢事正四位勳三等荒木精一郎ハ同二十五日孰モ卒去シ海軍中尉從七位滿水一雄ハ昨二年十二月一日道府縣立感化院教諭新井石麿ハ同七日、地方技師衛生技師正六位勳五等清水達二ハ去月二日、測候技師從六位原岡秀一郎ハ同二十七日孰モ死去セリ

## 警察

◎豫約出版發行　大正十三年八月十一日吉澤孔三郎ヨリ届出テタル「古典劇大系」ノ豫約出版ハ之ヲ履行シタル旨届出テタリ

## 褒賞

◎褒狀下賜　公益ノタメ私財ヲ寄附シタル廉ヲ以テ昭和二年十月十二日褒狀ヲ下賜セラレタル者左ノ如シ（寄附高）

京都市上京區三條通　細辻　伊兵衛

東洞院西入梅忠町

（各通）

京都市上京區三條通

東洞院西入柳馬場三條上ル油屋町　市田　彌三郎

大正十四年四月世圍法人帝國飛行協會事業資金トシテ金一千圓寄附ス仍テ褒章條例ニ依リ之ヲ表彰セラル

神戸市神戸北長狹通四丁目　染谷　寛治

大正十四年五月財團法人帝國飛行協會事業資金トシテ金二千圓寄附ス（以下前同文）

京都府南桑田郡亀岡町　田中　一馬

大正十四年六月財團法人帝國飛行協會事業資金トシテ金二千圓寄附ス（以下前同文）

（各通）

京都市下京區綾小路　白崎　榮次郎

大正十四年五月財團法人帝國飛行協會事業資金トシテ金二千圓寄附ス（以下前同文）

京都市上京區東洞院

通御池上ル船屋町　内貴　清兵衛

大正十四年十月財團法人帝國飛行協會事業資金トシテ金二千圓寄附ス（以下前同文）

神奈川縣久良岐郡金澤町　房治

大正十四年二月　神奈川縣久良岐郡金澤尋常高等小學校建築費金二千圓寄附ス（以下前同文）

大阪市東區高麗橋二丁目　櫻井　勝藏

大正十四年三月奈良縣立第二高等女學校設備費金二千圓寄附ス（以下前同文）

奈良縣立五條高等女學校校友會

大正十四年三月奈良縣立五條高等女學校運動場設備費金二千圓寄附ス（以下前同文）

奈良縣立五條高等女學校校友會

大正十四年三月奈良縣立五條高等女學校運動場設備費金二千圓寄附ス（以下前同文）

東京市本郷區駒込神明町　福島　甲子三

大正十五年十一月新潟縣中魚沼郡中深見村奠學資金トシテ京城電氣株式會社　株式二十株寄附ス（以下前同文）

大阪市浪速區小田町　有本　楠太郎

昭和二年三月大阪市　褒第一尋常高等小學ヘピアノ一臺寄附ス（以下前同文）

宮城縣登米郡佐沼町　佐藤　清

昭和二年三月大阪市　褒第一尋常高等小學校外一枝ヘ幻燈機外三點寄附ス（以下前同文）

福島縣河沼郡尾野本村青年會

（各通）

福島縣河沼郡尾野本村消防組

大正十四年八月　福島縣河沼郡尾野本尋常小學校建築ノ爲勞力八百六十人寄附ス（以下前同文）

岐阜縣大野郡高山町　山下　佐助

大正十五年六月　岐阜縣大野郡高山西尋常高等小學校建築積立金トシテ金二千圓寄附ス（以下前同文）

外二十二名

同

大正十五年七月　岐阜縣大野郡高山西尋常高等小學校建築積立金トシテ金一千圓寄附ス（以下前同文）

長田　楙次郎

山梨縣東八代郡御代咲村　前島　美代吉

大正十四年四月山梨縣東八代郡御代咲村立御代崎尋常高等小學校基本財産トシテ金二千圓竝募集醵金提寄附ス（以下前同文）

山梨縣南都留郡東桂村　三枝　彦太郎

大正十三年三月山梨縣北都留郡大原村立猿橋尋常高等小學校建築費金二千圓竝同年九月同縣立都留高等女學校敷地買收費金一千圓寄附ス（以下前同文）

山梨縣南都留郡東桂村　中野　與四郎

大正十五年八月山梨縣南都留郡東桂村立東桂尋常高等小學校ピアノ購入費金一千三百五十圓寄附ス（以下前同文）





昭和三年二月一日　水曜日　官報　第三二六號

# 第 326 号 本文

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 福岡四、四二六 | 遠賀郡蘆屋町 | 石炭 | 二五四、一〇〇 | 福岡縣遠賀郡香月村 | 宇田川米次郎 | 一〇、一六 |
| 北見二、五三四 | 宗谷郡稚内町 | 石油 | 三一〇、二〇〇 | 東京市麹町區有樂町一丁目 | 日本石油株式會社 | 一〇、一六 |
| 後志一、四三四 | 壽都郡黒松内村 | 金、銀 | 八四二、〇〇〇 | 北海道後志國壽都郡黒松内村字上來馬 | 小杉多三郎 外二人 | 一〇、一〇 |
| 北見二、三二七 | 網走郡津別村 | 石炭 | 八九四、七〇〇 | 同道北見國網走郡網走町北通三丁目 | 中川代市 | 一一、二 |
| 十勝　六一九 | 十勝郡浦幌村 | 同 | 八四三、五九〇 | 東京市麹町區八重洲町一丁目 | 久原鑛業株式會社 | 一一、四 |

試掘鑛區増減區願許可

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 岩手三、八〇七 | 二戸郡田山村 | 金、銀、銅、鉛、亞鉛 | 六〇三、〇〇〇 | 函館市地藏町 | 加藤慶太郎 外一人 | 一〇、一三 |
| 福岡四、二七五 | 田川郡彦山村、朝倉郡小石原村 | 石炭 | 七九一、六〇〇 | 福岡縣鞍手郡吉川村 | 牧彦七 | 一〇、一〇 |
| 膽振二、二〇五 | 虻田郡辨邊村 | 金、銀、銅 | 九三八、〇〇〇 | 札幌市北七條西六丁目 | 可西吉次郎 | 一〇、一五 |

## ○通運

◉鐵道免許狀下付　去月三十日城西電氣鐵道株式會社發起人小早川常雄外十一名ニ對シ鐵道敷設免許狀ヲ下付セリ其起業目論見ノ概要左ノ如シ

| 動力 | 軌間 | 起點 | 終點 | 延長哩程 | 建設費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 電氣 | 三呎六吋 | 東京府豐多摩郡澁谷町 | 同府北多摩郡武藏野村 | 八哩七十五鎖 | 四百萬圓 |

同日七氷鐵道株式會社發起人岩崎清七外十名ニ對シ鐵道敷設免許狀ヲ下付セリ其起業目論見ノ概要左ノ如シ

| 動力 | 軌間 | 起點 | 終點 | 延長哩程 | 建設費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 蒸氣 | 三呎六吋 | 石川縣鹿島郡矢田郷村 | 富山縣氷見郡氷見町 | 二十一哩十五鎖 | 金三百萬圓 |
| | | 石川縣鹿島郡南大呑村地内 | | 二哩六十七鎖 | |

同日金宮鐵道株式會社發起人麻生太吉外六名ニ對シ鐵道敷設免許狀ヲ下付セリ其起業目論見ノ概要左ノ如シ(以上鐵道省)

| 動力 | 軌間 | 起點 | 終點 | 延長哩程 | 建設費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 蒸氣 | 三呎六吋 | 福岡縣田川郡糸田村 | 同縣同郡金田町 | 二哩四十鎖 | 金五十萬圓 |

◉專用鐵道ヲ地方鐵道ニ變更許可　明治製糖株式會社所屬專用鐵道ヲ河西鐵道株式會社ニ於テ譲受之ヲ地方鐵道ニ變更ノ件去月三十日許可セリ其起業目論見ノ概要左ノ如シ(鐵道省)

| 動力 | 軌間 | 起點 | 終點 | 延長哩程 |
|---|---|---|---|---|
| 蒸氣 | 三呎六吋 | 北海道十勝國上川郡人舞村地内 | | 四十六鎖五十節 外側線一哩九鎖八節 |

正誤

去月三十一日本欄大藏省預金部狀況ノ項中借方ノ部興業債券ノ行「五一、八三五、五八三」ハ「五一、八三九、五八三」ノ誤植

## 在外公館報告

◉米國商況　本件ニ關スル去月二十九日著紐育駐在商務書記官原明治郎電報左ノ如シ(外務省)

絹物ハ本邦新檢査ニ對スル不安去リ寧ロ品質向上期待ニ好望ナルカ一般ニ米國品ト共ニ市場閑散羽二重相場不變絹紬ハ思惑品蔽貨ニヂリ安相場四二仙生糸相場最優等品五弗一五、八王子格四弗九五、上海久成五弗、廣東四弗五

## 觀象

◉全國氣象　(備考)氣溫ノ一ハ氷點下ノ度ナリ「天氣」ノ○ハ快晴、⊖ハ晴、◎ハ曇、●ハ雨、＊ハ雪、⊙ハ霧、◉ハ雷雨ナリ「雨量」ハ當日午前六時ヨリ翌日午前六時マテノ總量ナリ

一月二十七日

| 地名 | 氣溫(攝氏) 最高 | 最低 | 天氣 午前六時 | 午後六時 | 降水量(粍) |
|---|---|---|---|---|---|
| パラオ | 29.7 | 24.9 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 恒春 | 30.3 | 22.0 | ● | ◎ | ｜ |
| 澎湖 | 28.6 | 18.5 | ◎ | ○ | ｜ |
| 臺北 | 29.8 | 14.5 | ○ | ⊖ | ｜ |
| 那覇 | 24.2 | 20.0 | ○ | ○ | ｜ |
| 鹿兒島 | 20.5 | 13.4 | ● | ◎ | 16 |
| 宮崎 | 21.4 | 12.2 | ● | ◎ | 17 |
| 熊本 | 18.3 | 11.4 | ● | ◎ | 72 |
| 高知 | 15.5 | 9.3 | ◎ | ◎ | 82 |
| 徳島 | 15.2 | 6.8 | ● | ｜ | 8 |
| 和歌山 | 18.0 | 8.1 | ◎ | ● | 17 |
| 大分 | 18.4 | 8.3 | ● | ◎ | 17 |
| 松山 | 11.4 | 8.5 | ◎ | ● | 28 |
| 多度津 | 10.6 | 6.6 | ◎ | ◎ | 20 |
| 廣島 | 9.9 | 7.8 | ● | ● | 39 |
| 岡山 | 12.1 | 6.1 | ◎ | ● | 20 |
| 神戸 | 12.1 | 2.6 | ● | ｜ | 6 |
| 大阪 | 10.8 | 7.2 | ◎ | ● | 24 |
| 京都 | 10.2 | 4.3 | ◎ | ｜ | 24 |
| 八木 | 8.5 | 5.0 | ◎ | ｜ | 25 |
| 長崎 | 18.9 | 10.5 | ● | ◎ | 94 |
| 佐賀 | 19.3 | 10.5 | ● | ｜ | 44 |
| 福岡 | 19.5 | 10.9 | ● | ◎ | 16 |
| 嚴原 | 18.1 | 9.0 | ● | ◎ | 16 |
| 下關 | 15.2 | 8.9 | ● | ● | 27 |
| 濱田 | 19.7 | 9.4 | ◎ | ◎ | 18 |
| 境 | 15.0 | 6.7 | ● | ● | 8 |
| 津 | 8.0 | 3.4 | ◎ | ｜ | 21 |
| 岐阜 | 8.5 | 3.2 | ◎ | ｜ | 35 |
| 名古屋 | 7.0 | 2.8 | ◎ | ● | 35 |
| 濱松 | 11.3 | 5.0 | ◎ | ● | 34 |
| 沼津 | 12.5 | 4.5 | ◎ | ｜ | 40 |
| 横濱 | 8.5 | 2.0 | ⊖ | ● | 10 |
| 東京 | 8.9 | 1.3 | ◎ | ● | 1 |
| 熊谷 | 8.0 | −0.9 | ◎ | ｜ | ｜ |
| 銚子 | 11.0 | 2.9 | ◎ | ● | 4 |
| 父島 | 22.5 | 14.8 | ○ | ○ | ｜ |
| 高山 | 5.0 | −2.2 | ◎ | ● | 25 |
| 飯田 | 4.1 | −1.5 | ◎ | ｜ | 36 |
| 松本 | 8.7 | −5.2 | ◎ | ｜ | 5 |
| 長野 | 9.5 | −2.6 | ◎ | ● | 2 |
| 甲府 | 6.6 | −1.4 | ⊖ | ◎ | 8 |
| 前橋 | 8.3 | 0.2 | ◎ | ● | 2 |
| 宇都宮 | 10.8 | −1.2 | ◎ | ● | 2 |
| 福島 | 7.5 | 0.3 | ◎ | ● | 8 |
| 彦根 | 8.1 | 2.3 | ◎ | ｜ | 20 |
| 福井 | 11.0 | 0.1 | ◎ | ◎ | 14 |
| 金澤 | 18.3 | 4.3 | ⊖ | ｜ | 6 |
| 伏木 | 10.4 | 0.4 | ◎ | ｜ | 6 |
| 高田 | 11.2 | −2.4 | ◎ | ｜ | 2 |
| 新潟 | 8.3 | 0.0 | ⊖ | ◎ | 4 |
| 山形 | 4.3 | −2.8 | ◎ | ｜ | 9 |
| 秋田 | 3.9 | −3.2 | ⊖ | ● | 11 |
| 水戸 | 10.9 | 0.2 | ⊖ | ｜ | 3 |
| 石巻 | 7.6 | 0.4 | ◎ | ● | 20 |
| 宮古 | 1.9 | −5.1 | ⊖ | ＊ | 26 |
| 盛岡 | 3.8 | −1.8 | ○ | ＊ | 17 |
| 青森 | 2.5 | −2.8 | ◎ | ＊ | 3 |
| 函館 | 1.3 | −2.7 | ◎ | ◎ | 6 |
| 壽都 | −0.1 | −3.8 | ◎ | ｜ | 15 |
| 札幌 | −1.1 | −6.0 | ＊ | ◎ | ｜ |
| 羽幌 | −1.9 | −7.4 | ◎ | ｜ | 1 |
| 旭川 | −3.3 | −10.9 | ○ | ◎ | 6 |
| 浦河 | 0.0 | −4.3 | ◎ | ＊ | 3 |
| 帶廣 | −1.3 | −11.9 | ⊖ | ◎ | 3 |
| 網走 | −4.5 | −9.1 | ＊ | ◎ | 2 |
| 釧路 | −3.4 | −9.8 | ◎ | ｜ | ｜ |
| 根室 | −2.6 | −7.8 | ○ | ◎ | ｜ |
| 紗那 | −3.5 | −9.9 | ○ | ◎ | ｜ |
| 大泊 | −7.5 | −15.2 | ◎ | ◎ | 15 |
| 敷香 | −9.3 | −21.8 | ● | ○ | 4 |
| 釜山 | 15.9 | 9.0 | ● | ◎ | 17 |
| 木浦 | 14.9 | 3.9 | ● | ● | 24 |
| 仁川 | 4.7 | −0.8 | ＊ | ● | 29 |
| 江陵 | 2.5 | 0.3 | ＊ | ● | 2 |
| 元山 | 0.3 | −2.9 | ◎ | ＊ | 6 |
| 城津 | 1.1 | −5.8 | ＊ | ＊ | 7 |
| 雄基 | −4.2 | −9.8 | ＊ | ＊ | 1 |
| 龍巖浦 | 1.9 | −7.4 | ＊ | ◎ | 2 |
| 大連 | −0.7 | −9.4 | ◎ | ◎ | 11 |
| 營口 | −8.0 | −15.5 | ＊ | ◎ | 6 |
| 奉天 | −7.6 | −17.2 | ＊ | ＊ | ｜ |
| 長春 | −6.1 | −12.7 | ◎ | ＊ | ｜ |
| 天津 | 2.2 | −9.0 | ⊖ | ○ | ｜ |
| 青島 | 5.8 | −1.8 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 上海 | 13.9 | 3.1 | ◎ | ● | 18 |

同二十八日

| 地名 | 氣溫(攝氏) 最高 | 最低 | 天氣 午前六時 | 午後六時 | 降水量(粍) |
|---|---|---|---|---|---|
| パラオ | 27.2 | 22.8 | ◎ | ◎ | 32 |
| 恒春 | 29.4 | 20.9 | ◎ | ⊖ | ｜ |
| 澎湖 | 22.9 | 16.9 | ◎ | ◎ | 6 |
| 臺北 | 20.8 | 14.8 | ◎ | ◎ | 1 |
| 那覇 | 21.6 | 15.6 | ● | ◎ | 11 |
| 鹿兒島 | 16.1 | 6.9 | ◎ | ⊖ | 1 |
| 宮崎 | 17.2 | 8.7 | ● | ○ | ｜ |
| 熊本 | 13.9 | 6.3 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 高知 | 17.4 | 6.2 | ● | ○ | ｜ |
| 徳島 | 14.0 | 5.8 | ◎ | ｜ | ｜ |
| 和歌山 | 17.5 | 6.9 | ● | ○ | ｜ |
| 大分 | 18.1 | 6.3 | ◎ | ⊖ | 1 |
| 松山 | 13.0 | 6.3 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 多度津 | 12.1 | 7.2 | ◎ | ○ | ｜ |
| 廣島 | 12.7 | 3.2 | ◎ | ⊖ | ｜ |
| 岡山 | 12.1 | 6.5 | ○ | ⊖ | ｜ |
| 神戸 | 14.8 | 6.0 | ◎ | ｜ | ｜ |
| 大阪 | 11.1 | 6.3 | ● | ○ | ｜ |
| 京都 | 10.3 | 3.4 | ● | ｜ | ｜ |
| 八木 | 12.7 | 6.2 | ● | ｜ | 2 |





| 地名 | 氣溫(攝氏) 最高 | 最低 | 天氣 午前六時 | 午後六時 | 降水量(粍) |
|---|---|---|---|---|---|
| 長崎 | 11.4 | 4.7 | ● | ◎ | ｜ |
| 佐賀 | 12.8 | 7.5 | ● | ｜ | 1 |
| 福岡 | 11.0 | 4.4 | ● | ● | 4 |
| 嚴原 | 10.8 | 4.0 | ● | ○ | 1 |
| 下關 | 12.1 | 5.4 | ● | ● | 1 |
| 濱田 | 13.5 | 7.4 | ● | ◎ | 3 |
| 境 | 12.7 | 4.5 | ● | ● | 7 |
| 津 | 10.9 | 5.8 | ● | ｜ | 1 |
| 岐阜 | 12.7 | 5.4 | ● | ｜ | ｜ |
| 名古屋 | 10.7 | 4.9 | ● | ⊖ | 2 |
| 濱松 | 14.5 | 6.8 | ● | ◎ | 1 |
| 沼津 | 16.5 | 8.3 | ● | ｜ | ｜ |
| 横濱 | 14.4 | 4.6 | ◎ | ● | 1 |
| 東京 | 13.0 | 4.8 | ● | ● | 2 |
| 熊谷 | 15.5 | 3.7 | ◎ | ｜ | ｜ |
| 銚子 | 15.4 | 7.3 | ◎ | ● | 10 |
| 父島 | 23.8 | 17.1 | ● | ◎ | ｜ |
| 高山 | 5.1 | −0.4 | ○ | ⊖ | 2 |
| 飯田 | 11.4 | 3.6 | ● | ｜ | ｜ |
| 松本 | 13.3 | 0.4 | ● | ｜ | ｜ |
| 長野 | 10.3 | 2.6 | ● | ◎ | 1 |
| 甲府 | 15.8 | 2.8 | ◎ | ⊖ | ｜ |
| 前橋 | 16.0 | 3.0 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 宇都宮 | 14.1 | 4.3 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 福島 | 12.6 | 2.0 | ◎ | ● | 3 |
| 彦根 | 10.0 | 5.3 | ● | ｜ | 4 |
| 福井 | 10.3 | 1.8 | ● | ● | 9 |
| 金澤 | 18.1 | 4.9 | ● | ｜ | 7 |
| 伏木 | 13.3 | 3.4 | ● | ｜ | 24 |
| 高田 | 11.7 | 3.9 | ◎ | ｜ | 4 |
| 新潟 | 12.0 | 6.1 | ◎ | ◎ | 1 |
| 山形 | 12.1 | 0.0 | ◎ | ｜ | 1 |
| 秋田 | 8.7 | 1.3 | ● | ◎ | 6 |
| 水戸 | 12.9 | 5.3 | ● | ｜ | 1 |
| 石巻 | 6.6 | 0.4 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 宮古 | 1.7 | −1.3 | ● | ＊ | 9 |
| 盛岡 | 3.1 | 0.0 | ● | ● | 13 |
| 青森 | 4.1 | 0.7 | ● | ＊ | 3 |
| 函館 | 1.4 | −0.6 | ＊ | ＊ | 6 |
| 壽都 | 0.6 | −3.1 | ◎ | ｜ | 3 |
| 札幌 | −2.7 | −6.5 | ＊ | ＊ | 2 |
| 羽幌 | −1.1 | −8.3 | ◎ | ｜ | ｜ |
| 旭川 | −4.2 | −9.0 | ＊ | ◎ | 2 |
| 浦河 | 0.0 | −4.0 | ＊ | ◎ | 2 |
| 帶廣 | −3.7 | −7.2 | ＊ | ＊ | 5 |
| 網走 | −5.1 | −8.3 | ＊ | ＊ | 4 |
| 釧路 | −4.6 | −8.7 | ＊ | ｜ | 3 |
| 根室 | −3.5 | −7.7 | ＊ | ＊ | 4 |
| 紗那 | −3.2 | −11.5 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 大泊 | −8.8 | −15.4 | ◎ | ○ | ｜ |
| 敷香 | −13.0 | −25.7 | ○ | ＊ | ｜ |
| 釜山 | 10.4 | 1.4 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 木浦 | 5.4 | −8.0 | ● | ○ | ｜ |
| 仁川 | 0.4 | −7.9 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 江陵 | 4.8 | −2.4 | ⊖ | ○ | ｜ |
| 元山 | 0.8 | −8.9 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 城津 | −1.6 | −6.7 | ＊ | ＊ | 4 |
| 雄基 | −5.6 | −12.6 | ◎ | ◎ | ｜ |
| 龍巖浦 | −7.1 | −15.5 | ○ | ◎ | ｜ |
| 大連 | −8.0 | −12.6 | ○ | ◎ | ｜ |
| 營口 | −10.5 | −19.9 | ○ | ◎ | ｜ |
| 奉天 | −11.0 | −21.3 | ○ | ○ | ｜ |
| 長春 | −12.3 | −19.6 | ＊ | ＊ | 2 |
| 天津 | −3.9 | −13.2 | ○ | ⊖ | ｜ |
| 青島 | −0.8 | −7.0 | ○ | ◎ | ｜ |
| 上海 | 7.4 | −0.2 | ◎ | ◎ | 3 |

◉東京氣象

一月二十八日　天氣概況　曇時々雨

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平均氣壓(海面ノ度) | 七四九・四粍 | 最大風速度 | 三・二米 |
| 平均氣溫 | 八・三度 | 最多風向 | 北 |
| 平年ヨリ五・五度高シ | | 降水總量 | 三・二粍 |
| 最高氣溫 | 一三・〇度 | 一時間最大降水量 | 九・八粍 |
| 最低氣溫 | 四・八度 | | |
| 前五日間平均氣溫 | 六・五度 | | |
| 平年ヨリ三・九度高シ | | | |
| 平均濕度 | 八五% | | |
| 平均水蒸氣張力 | 七・〇粍 | | |
| 平均雲量 | 七・九 | | |
| 日照時間 | 〇・〇時 | | |
| 平均風速度 | 一・六米 | | |

記事　前日來ノ雨午前五時四十分歇ム、同六時五十分ヨリ同八時十分マテ、同四時四十五分ヨリ同六時五十分マテ、同七時三十八分ヨリ同八時二十一分マテ降雨アリ、午後霧アリ

同二十九日　天氣概況　曇夜間一時雪霰

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平均氣壓(海面ノ度) | 七五〇・六粍 | 平均風速度 | 三・〇米 |
| 平均氣溫 | 五・一度 | 最大風速度 | 一〇・〇米 |
| 平年ヨリ二・五度高シ | | 最多風向 | 北西 |
| 最高氣溫 | 九・五度 | 降水總量 | 〇・〇粍 |
| 最低氣溫 | 一・九度 | 一時間最大降水量 | 〇・〇粍 |
| 前五日間平均氣溫 | 六・二度 | | |
| 平年ヨリ四・五度高シ | | | |
| 平均濕度 | 七二% | | |
| 平均水蒸氣張力 | 四・五粍 | | |
| 平均雲量 | 八・五 | | |
| 日照時間 | 〇・七時 | | |

記事　午後八時五十二分ヨリ同九時五分マテ降雪、續テ同十二分マテ降霰アリ、朝間霜及霧アリ、午後八時強風アリ

(以上中央氣象臺)

## 廣告

◉高等試驗(行政科外交科司法科)公告

高等試驗(行政科外交科司法科)施行ニ付高等試驗令、大正十二年勅令第百九十七號及高等試驗令施行細則ニ依リ左記ノ通公告ス

昭和三年二月

高等試驗委員長　前田米藏

一　出願期限

豫備試驗ヲ受クル者ニ在リテハ昭和三年四月一日ヨリ同年四月二十五日マテ

其ノ他ノ者ニ在リテハ昭和三年五月一日ヨリ同年五月二十五日マテ

二　豫備試驗

試驗ノ期日及場所ハ追テ公告ス但シ本年五月上旬施行ノ豫定

三　本試驗

試驗ノ期日及場所ハ追テ公告ス但シ本試驗筆記試驗ハ本年六月中旬ヨリ七月上旬マテニ施行ノ豫定

四　受驗願書及履歷書(書式ノ通)

願書ニハ十圓ノ收入印紙ヲ貼附スヘシ但シ消印スヘカラス

高等試驗令ニ依ル出願者ハ願書ニ履歷書及高等試驗令第七條又ハ第八條ノ規定ニ該當スル者ナルコトヲ證スル書類竝ニ出願前一年内ニ幅ヲ著ケスシテ撮影シタル手札形寫眞(裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ自署スヘシ)ヲ必ス添附スヘシ

大正十二年勅令第百九十七號ニ依リ豫備試驗ノ免除ヲ申請セントスル者ハ願書ニ履歷書、豫備試驗免除申請書及明治二十四年司法省令第三號判事檢事登用試驗規則ニ依ル試驗ノ受驗ヲ出願シタル者ナルコトヲ證スル書類竝ニ出願前一年内ニ幅ヲ著ケスシテ撮影シタル手札形寫眞(裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ自署スヘシ)ヲ必ス添附スヘシ

書類ハ東京市麹町區元千代田町(丸ノ内和田倉門内)內閣内高等試驗事務所ヘ持參又ハ書留郵便ニテ差出スヘシ

(受驗願書式)(用紙美濃紙)

高等試驗受驗願書

本籍　何府縣郡市町村何番地

戸主又ハ何某男兄弟

現住所　何府縣郡市町村何番地(何某方)

印紙

氏名(氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ)

年月日生

私儀高等試驗(行政科外交科司法科)(受驗セントスル科名ヲ記ス)相受ケ度別紙履歷書、豫備試驗免除申請書(大正十二年勅令第百九十七號ニ依ル出願者ニ限ル)及證明書(又ハ證書)竝ニ寫眞相添ヘ此段御願ニ及ビ候也

豫備試驗ノ選擇外國語　英(佛、獨等)(豫備試驗受驗者ニ限ル)

本試驗ノ選擇外國語　英(佛、獨等)(外交科試驗受驗者ニ限ル)

本試驗ノ選擇科目　何々

年月日

氏名　印

高等試驗委員長氏名宛

(備考)

東京市内又ハ其ノ附近ニ現住所ヲ有セサル者ハ試驗委員長ヨリ發スル通知書ヲ受取ルヘキ場所ヲ必ス東京市内又ハ其ノ附近ニ定メ左ノ書式ニ依リ追記シ又現住所若ハ通知書ヲ送付スヘキ宿所ヲ轉シタルトキハ其ノ時々直ニ屆出ツヘシ

追テ委員長ヨリ發スル通知書ハ左ノ所ニ御發送被成下度候

東京市何區何町(何丁目)何番地(何某方)

(注意)(大正十二年勅令第百九十七號ニ依ル出願者ヲ除ク)

(一)二科以上ノ試驗ヲ併セ受ケントスル者ハ各別ニ受驗願書及履歷書竝ニ出願前一年内ニ幅ヲ著ケスシテ撮影シタル手札形寫眞(裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ自署スヘシ)ヲ差出スヘシ

(二)一ノ科ノ筆記試驗ニ昨年合格シタル者本年出願ノ節ハ書式中ノ前段ニ在ル氏名ノ上ニ(昨年筆記試驗合格者)ト記入スヘシ

(三)一ノ科ノ本試驗ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ試驗ヲ受ケントスル者ハ書式中ノ前段ニ在ル氏名ノ上ニ(何々科試驗合格者)ト記入シ書式中「本試驗ノ選擇科目何々」ノ部ハ左ノ如ク記載スヘシ

受驗セザリシ必須科目　何々

選擇科目　何々(受驗シタル科目ナキトキ)

(履歷書式)(用紙美濃紙)

履歷書

氏名

學事

一何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ官公私立何學校ニ於テ何學ヲ修メ科目大略何々

一何年何月ヨリ何地官公私立何學校ニ入リ何學科ヲ修業シ何年何月卒業ス

職業

一何年何月何官廳ニ於テ何々拜命何々歷任等



第326号　本文

賞罰

（豫備試驗免除申請書式）（用紙美濃紙）

豫備試驗免除申請書

私儀高等試驗司法科試驗ヲ受クルニ付豫備試驗ヲ免ゼラレ度此段申請候也

年　月　日　　　氏　名　印

高等試驗委員長氏名宛

## ◎大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗公告

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗施行ニ付同年勅令第百九十六號及同年閣令第四號ニ依リ左記ノ通公告ス

昭和三年二月

高等試驗委員長　前田米藏

一　出願期限

昭和三年四月一日ヨリ同年四月二十五日マテ

二　受驗願書及履歴書（書式ノ通）

願書ニハ十圓ノ收入印紙ヲ貼附スヘシ但シ消印スヘカラス

願書ニハ履歴書及明治二十六年司法省令第九號辯護士試驗規則ニ依ル試驗ノ受驗ヲ出願シタル者ナルコトヲ證スル書類竝ニ出願前一年内ニ脱帽ヲ著ケスシテ撮影シタル手札形寫眞（裏面ニ撮影年月日及（氏名ヲ自署スヘシ））ヲ必ス添附スヘシ

書類ハ東京市麹町區元千代田町（丸ノ内和田倉門内）内閣内高等試驗事務所ヘ持參又ハ書留郵便ニテ差出スヘシ

三　試驗ノ期日及場所等ハ追テ之ヲ公告ス

（受驗願書式）（用紙美濃紙）

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗受驗願書

本籍　何府縣郡市町村何番地

戸主又ハ何某男兄弟

現住所　何府縣郡市町村何番地（何某方）

氏名（氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ）

年月日生

［印紙］

私儀大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗相受ケ度別紙履歴書及證明書竝ニ寫眞相添ヘ此段御願ニ及ビ候也

選擇科目　何々

年　月　日　　　氏　名　印

高等試驗委員長氏名宛

（備考）

東京市内又ハ其附近ニ現住所ヲ有セサル者ハ試驗委員長ヨリ發スル通知書ヲ受取ルヘキ場所ヲ必ス東京市内又ハ其ノ附近ニ定メ左ノ書式ニ依リ追記シ又現住所若クハ通知書ヲ送付スヘキ宿所ヲ轉シタルトキハ其時直ニ届出ツヘシ

追テ委員長ヨリ發スル通知書ハ左ノ所ニ御發送被成下度候

東京市何區何町（何丁目）何番地（何某方）

（履歴書式）（用紙美濃紙）

履歴書

氏　名

學事

一　何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ官公私立何學校ニ於テ何學ヲ修メ科目大略何々

一　何年何月ヨリ何地官公私立何學校ニ入リ何學科ヲ修業シ何年何月卒業ス

職業

一　何年何月何官廳ニ於テ何々拜命何々歴任等

賞罰

## ◎大正十二年閣令第三號第四號ニ基ク證明願ノ件

大正十二年閣令第三號第四號ニ基ク受驗資格ニ關スル證明書必要ノ者ハ左記書式ニ依リ證明願ヲ司法大臣官房人事課ニ差出スヘシ（郵便ニテ證明請求ノモノハ返信郵便切手三錢添付スヘシ）

昭和三年二月　　　司法省

書式（用紙美濃全紙）

證明願（二通提出スヘシ）

本籍　府縣郡市町村番地

士族平民

氏名

年月日生

右者明治二十六年司法省令第九號（第三號第四號）ニ依ル大正　年度（判事檢事登用第一回試驗）（辯護士試驗）ニ受驗ヲ出願シタルモノニ相違ナキコトヲ御證明被成下度候

年　月　日

現住所　　　氏　名　印

司法省御中

注意

一　判檢事試驗ト辯護士試驗トハ各別ニ證明願ヲ差出スヘシ

一　數回受驗シタル者ハ最後ノ年度ヲ記載シ本籍氏名族稱等ニ變更ヲ生シタル者ハ戸籍謄本ヲ添附スヘシ

一　願書受領證所持ノ者ハ受領證ヲ添附シ之ヲ所持セサル者ハ別紙ニ當時ノ通知受領場所修學校名等參考ト爲ルヘキ事項ヲ記載シ添附スルヲ可トス

## ◎免許證書換下付

| 種別 | 書換下付年月日 | 登錄番號 | 族籍 | 氏名 | 申請書經由官廳 |
|---|---|---|---|---|---|
| 齒科醫師免許證 | 大正一五、七、一七 | 一二二二六 | 山梨縣 | 安藤てい | 廣島縣廳 |
| 同 | 同　三 | 一一八六三 | 宮崎縣士族 | 萩原濟澄 | 宮崎縣廳 |
| 同 | 同 | 一一三七九 | 宮崎縣 | 河野ヨシ | 同 |
| 同 | 同 | 二四九四 | 富山縣 | 神嶋俊一郎 | 富山縣廳 |
| 同 | 同　三一 | 六三二九 | 愛知縣 | 關戸政 | 愛知縣廳 |
| 同 | 同　八、二一 | 二九二一 | 京都府 | 羽田惇二 | 京都府廳 |
| 同 | 同 | 五三四一 | 大阪府士族 | 天富憲三 | 大阪府廳 |
| 同 | 同 | 一〇三六〇 | 大阪府 | 河村俊 | 同 |
| 同 | 同　一六 | 七二三七 | 長崎縣 | 赤木輝道 | 長崎縣廳 |
| 同 | 同　二七 | 七三四三 | 石川縣 | 忠縄五郎 | 石川縣廳 |
| 同 | 同 | 一〇九五四 | 靜岡縣 | 朝比奈すゐの | 靜岡縣廳 |
| 同 | 同 | 一二九二 | 東京府 | 藤井義次 | 東京府廳 |
| 同 | 同 | 四三二八 | 愛媛縣 | 東村良雄 | 愛媛縣廳 |
| 同 | 同　九、一五 | 七三九六 | 東京府 | 石田勢作 | 東京府廳 |
| 同 | 同 | 七六一八 | 大阪府士族 | 勝屋明雄 | 大阪府廳 |
| 同 | 同　一七 | 一五九八 | 東京府 | 成田明治 | 東京府廳 |
| 同 | 同 | 六三六九 | 大阪府士族 | 德田耕治 | 大阪府廳 |
| 同 | 同 | 三一四三 | 兵庫縣 | 伊地智理行 | 同 |
| 同 | 同　二〇 | 四五七四 | 三重縣 | 阪倉三雄 | 三重縣廳 |
| 同 | 同　一三 | 一一三二二 | 奈良縣 | 平井義英 | 奈良縣廳 |
| 同 | 同　一〇、七 | 一二七二六 | 京都府 | 北川孝 | 京都府廳 |
| 同 | 同 | 一〇八四四 | 和歌山縣 | 中尾義三郎 | 大阪府廳 |
| 同 | 同　一一 | 一二〇一 | 東京府 | 遠藤嘉德 | 東京府廳 |
| 同 | 同 | 一一一四三 | 鹿兒島縣士族 | 重山昌志 | 鹿兒島縣廳 |
| 同 | 同　一三 | 九八九八 | 千葉縣 | 石井貞好 | 千葉縣廳 |
| 同 | 同　一五 | 五八一七 | 鹿兒島縣 | 朝野徹 | 茨城縣廳 |
| 同 | 同　二一 | 一〇五九七 | 富山縣 | 青木勝二 | 東京府廳 |
| 同 | 同　二六 | 一一二三三 | 岐阜縣 | 加藤邦夫 | 愛知縣廳 |
| 同 | 同 | 二八七三 | 東京府 | 村田[illegible] | 東京府廳 |
| 同 | 同　一八 | 五四九五 | 山口縣士族 | 嘉藤武一 | 京都府廳 |
| 同 | 同　一一、一 | 八八三三 | 長野縣 | 武田清滿 | 東京府廳 |
| 同 | 同 | 一〇二八〇 | 鳥取縣 | 山根熊治 | 鳥取縣廳 |
| 同 | 同　一五 | 一〇八二五 | 福島縣 | 菊地平作 | 東京府廳 |
| 同 | 同 | 九五三八 | 愛知縣 | 水野迪 | 愛知縣廳 |
| 同 | 同 | 一〇二九五 | 山形縣 | 榎本直吉 | 山形縣廳 |
| 同 | 同　一二、一〇 | 四一六七 | 長崎縣 | 西田熊雄 | 北海道廳 |
| 同 | 同　一六 | 一〇一六三 | 東京府士族 | 秋元正人 | 東京府廳 |
| 同 | 同 | 九二七五 | 兵庫縣 | 澤一男 | 大阪府廳 |
| 同 | 同 | 一二一〇四 | 新潟縣 | 笹井松榮 | 新潟縣廳 |
| 同 | 同 | 二六四八 | 東京府 | 尾關誠 | 神奈川縣廳 |
| 同 | 同 | 九一九七 | 和歌山縣 | 上西半四郎 | 和歌山縣廳 |
| 同 | 同 | 九七九三 | 三重縣士族 | 足代弘樹 | 三重縣廳 |

昭和三年二月　　　内務省

## ◎檢定濟教科用圖書定價變更

| 檢定年月日 | 圖書名 | 卷冊 | 著者 | 定價 | 昭和三年度臨時定價 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二、二、一四 | 改訂新學校管理法 | 一 | 乙竹岩造 | 七八錢 | 一・二九錢 |

| 檢定年月日 | 圖書名 | 卷冊 | 著者 | | 定價 | 臨時定價 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正一四、二、二六 | 教育科教科書新心理學 | 一 | 同 | | 九七 | 九四 |
| 一四、一、三一 | 教育科教科書新論理學 | 一 | 同 | | 三七 | 六一 |
| 一四、三、一〇 | 教育科教科書新教育學 | 一 | 同 | | 八〇 | 一・三三 |
| 一四、三、一七 | 教育科教科書新各科教授法 | 一 | 同 | | 八五 | 一・四一 |
| 一四、三、一八 | 教育科教科書新學校管理法 | 一 | 同 | | 七三 | 一・二一 |
| 一四、三、一六 | 教育科教科書新教育史 | 一 | 同 | | 八五 | 一・四一 |
| 一四、一二、二二 | 教育科教科書新心理學綱要 | 一 | 同 | | 四六 | 七六 |
| 一五、一、八 | 教育科教科書新教育學綱要 | 一 | 同 | | 四八 | 八〇 |
| 同 | 教育科教科書新各科教授法綱要 | 一 | 同 | | 六六 | 一・〇九 |
| 同 | 教育科教科書新學校管理法綱要 | 一 | 同 | | 四九 | 八一 |
| 八、一二、一二 | 教育科教科書教育學綱要 | 一 | 同 | | 四五 | 七五 |
| 一一、三、一三 | 教育科教科書各科教授法綱要 | 一 | 同 | | 六三 | 一・〇四 |
| 一〇、一、三一 | 教育科教科書學校管理法綱要 | 一 | 同 | | 四三 | 七一 |
| 一五、一二、八 | 女子新教育學 | 一 | 同 | | 五八 | 九六 |
| 一五、一二、九 | 改訂女子新教育學 | 一 | 同 | | 五八 | 九六 |
| 九、一二、一三 | 高等女學校用教育學 | 一 | 同 | | 四二 | 七〇 |
| 九、三、一 | 幾何學教科書（平面） | 一 | 黑田稔 | | 七九 | 一・三一 |
| 九、三、六 | 同（立體） | 一 | 同 | | 三四 | 五七 |
| 三、三、一 | 師範學校用幾何學教科書（立體附三角法） | 一 | 伊達木稔 | | 六七 | 一・一一 |
| 一四、一、三一 | 修正新算術教科書 | 一 | 黑田稔、北川久五郎 | | 七五 | 一・二四 |
| 三、三、一三 | 三角法教科書 | 一 | 伊達木稔 | | 五五 | 九一 |
| 一五、二、九 | 新物理學教科書 | 一 | 北川久五郎 | | 九四 | 一・五六 |
| 二、二、六 | 中等教育幾何圖教科書 | 四 | 阿部七五三吉 | 一、四各 | 二八 | 四七 |
| | | | | 二 | 二七 | 四五 |
| | | | | 三 | 三五 | 五八 |
| 以上發行者　山本慶治 | | | | | | |
| 一四、三、二 | 女學校用教育學 | 一 | 下田次郎 | | 四八 | 七八 |
| 昭和二、二、一 | 同 | 一 | 同 | | 四七 | 七六 |
| 以上發行者　國光印刷株式會社 | | | | | | |
| 大正四、一、一四 | Nannichi's New English Grammar for Middle School | 三 | 南日恒太郎 | 一 | 三三 | 五八 |
| | | | | 二、三各 | 三一 | 五七 |
| 一三、三、一 | Nannichi's Practical English Grammar for Intermediate Schools | 二 | 同 | 各 | 二四 | 四〇 |
| 五、一二、一五 | Nannichi's New English Readers for Middle Schools | 三 | 同 | 各 | 四〇 | 六六 |
| 五、三、六 | 同 | 五 | 同 | 一、二各 | 三八 | 六三 |
| | | | | 自三至五各 | 四〇 | 六六 |
| 昭和二、一、一五 | Nannichi's Practical English Grammar for Intermediate Schools | 二 | 同 | 一 | 二七 | 四五 |
| | | | | 二 | 三〇 | 五〇 |
| 二、三、一五 | Modern English Composition | 三 | 片山寛、田中饒 | 一 | 三五 | 五八 |
| | | | | 二 | 三七 | 六一 |
| | | | | 三 | 三八 | 六三 |
| 大正一三、一二、一四 | Stories from Quore | 一 | ブレーフエーア、鷲見亀五郎 | | 三〇 | 五〇 |
| 同 | A Wonder-Book | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 四、一、一三 | The Secret of Achievement | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 三、一二、一四 | More Famous Stories | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 四、一、一三 | Grimm's Fairy Tales | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 三、一二、一五 | Tact, Push and Principle | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 四、三、三 | The Story of the World | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 同 | The Use of Life | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 四、一、一三 | Aesop's Fables | 一 | 同 | | 二五 | 四二 |
| 四、一二、一七 | Nations and National Heroes | 一 | 鷲見亀五郎 | | 三〇 | 五〇 |
| 四、一二、一八 | Architects of Fate | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 四、一二、一八 | Robin Hoods' Adventures | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 五、一、七 | Fifty Famous Stories | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 四、一二、二八 | The History of England | 一 | 同 | | 三〇 | 五〇 |
| 明治四四、一、三一 | New Selection from Lafcadio Hearn | 一 | 田部隆次 | | 三〇 | 五〇 |
| 大正五、三、六 | Modern Short-Stories | 一 | 同 | | 三三 | 五五 |
| 三、一二、一五 | All Sorts of Stories | 一 | ブレーフエーア、鷲見亀五郎 | | 三〇 | 五〇 |
| 以上發行者　三浦理 | | | | | | |
| 一一、九、一七 | 訂正女子習字帖 | 五 | 中村梅太郎 | 一、二、三各 | 二〇 | 三三 |
| | | | | 四、五各 | 二二 | 三七 |
| 一五、一、一三 | 再訂女子習字帖 | 五 | 同 | 一、二、三各 | 二〇 | 三三 |
| | | | | 四、五各 | 二二 | 三七 |
| 以上發行者　中島卯三郎 | | | | | | |

昭和三年二月　　　文部省

## ◎證書無效

證書番號第七一七號　第二五〇六八號補助機附帆船第一天佑丸船舶檢査證書　大正十五年六月十七日附（滅失）　井沼養右衛門

同高知第一五六號　高知縣船鑑札　第三八二號汽船第二土佐丸　同昭和二年九月二日附（盗難）　高知巡航株式會社

同廣島第五八六號　第二七一二三號汽船第一交通丸　同同年九月二十日附　馬屋原龜七

同同第八一三號　第一六七〇七號帆船寳正丸　同大正十四年十二月八日附　妹尾又三郎

第二五四七六號　帆船大成丸船舶國籍證書　同年五月四日附　三田善藏

第八九七六號　汽船明保野丸　同同年二月十七日附　山下汽船株式會社

第二四六八六號　帆船市杵島丸　同同十年七月十八日附（以上流失）　野田蔦藏

第七二二五號　同宮寳丸　同同十三年十月二十日附（紛失）　井上清次郎

第二一〇九九號　同航安丸　同同七年一月十六日附　濱崎藤次郎

第一六六四三號　同順德丸　同同六年十二月十四日附（以上不返還）　濱崎龜助

第二八五一七號　同海若丸　同同十年九月三十日附　川西伊勢吉外一人





第326号本文

第三一五五九號　汽船第一三尾丸　同同十五年十一月八日附
第三一五六六號　同第二三尾丸　同昭和二年一月十八日附（以上滅失）　三尾漁業株式會社
第三一五九四號　帆船第八大阪丸　同大正七年三月二十八日附（流失）　同　大阪窯業株式會社
右孰モ屆出ニ依リ無效トス
昭和三年二月　遞信省

## ◎指定運送取扱人變更

左ノ通指定運送取扱人變更セリ
昭和三年二月一日　鐵道省

驛名　商號及氏名
七尾線
寶達　寶達驛合同運送店田邊又五郎
信越本線
直江津　直江津合同運送株式會社
群馬八幡　八幡運送店加部常太郎
宗谷本線
小石　鬼志別運送社笠井多吉（暫定）

## ◎生徒募集

本年四月各學校第一學年ニ入學セシムヘキ生徒ヲ左記要項ニ依リ募集ス
昭和三年二月
京城法學專門學校
京城醫學專門學校
京城高等工業學校
水原高等農林學校
京城高等商業學校

●京城法學專門學校
募集人員　約七十名
試驗科目　國語（解釋、作文）及漢文、英語（英文和譯、和文英譯）、數學（算術、代數、平面幾何）、歷史（日本歷史、西洋歷史）
試驗期日　本年三月二十四日、二十五日、二十六日
入學願書受付期限　本年三月十日限
試驗場所　京城府光化門通、本校
受驗者資格　男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
一、中學校又ハ新教育令ニ依ル高等普通學校卒業者
二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者
三、朝鮮總督ニ於テ一般ノ專門學校入學ニ關シ中學校又ハ高等普通學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
四、前記ノ學校在學中ノ者ニシテ本年三月ニ卒業スヘキ見込ノ者ハ當該學校長ノ卒業見込書ヲ添ヘ出願スルコトヲ得但シ豫定期ニ卒業シ得サリシ者ハ出願ノ效力ヲ失フ
入學許可ノ決定ニハ從來ノ學業成績及性行ヲ參酌ス
無試驗檢定　前記受驗者資格中ニ掲記セル第一號、第三號ノ學校卒業者ニシテ最後ノ二學年（卒業ノ年竝ニ其前年度）間學業成績ノ席次全數ノ五分ノ一以上ヲ占メタル者ハ當該學校長ノ推薦ニ依リ卒業ノ年及其翌年限リ無試驗檢定ニ依ル入學ヲ出願スルコトヲ得其年ノ三月ニ前記ノ學校ヲ卒業スヘキ見込ノ者亦同シ但シ規定ノ成績ヲ得サリシトキハ其出願ノ效力ヲ失フ
無試驗檢定ニ依ル入學志願者ハ三月二十二日本校ニ呼出シ入學ノ許否ヲ決定ス尙ホ無試驗檢定ニ不合格ノ者ハ試驗檢定ニ應スルコトヲ得
無試驗檢定出願者ニシテ同時ニ他ノ學校ニ入學ヲ出願シタル者ニ對シテハ其推薦ノ效力ヲ失フ

●京城醫學專門學校
募集人員　八十名
試驗科目　國語及漢文、英語、數學、理化學
試驗期日　本年三月二十四日、二十五日、二十六日
入學願書受付期限　本年二月末日限
試驗場所　京城府蓮建洞、本校
受驗者資格　滿十七年以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
一、中學校卒業者
二、新教育令ニ依ル高等普通學校卒業者
三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者
四、朝鮮總督ニ於テ一般ノ專門學校入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
五、本年三月末日マテニ前記ノ學校ヲ卒業スヘキ見込アルコトヲ當該學校長ニ於テ證明シタル者但シ右期限內ニ卒業セサルトキハ入學ヲ許可セス
入學許可ノ決定ニハ從來ノ學業成績及性行ヲ參酌ス

●京城高等工業學校
募集人員　約六十五名
內譯　紡織學科十一、應用化學科十三、土木學科十八、建築學科十三、鑛山學科十
試驗科目　國語及漢文、英語、數學（代數、幾何、三角）、物理
試驗期日　本年三月二十四日、二十六日、二十七日
入學願書受付期限　本年三月十五日限
試驗場所　京城府東崇洞、本校
受驗者資格　男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
一、中學校又ハ高等普通學校卒業者
二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者
三、前記ノ學校在學者ニシテ本年三月末日マテニ卒業スヘキ見込ノ者ニシテ當該學校長ニ於テ證明シタル者但シ右期間內ニ卒業セサルトキハ無效トス
入學許可ノ決定ニハ從來ノ學業成績及性行ヲ參酌スルモノトス

●水原高等農林學校
募集人員　約六十五名（農學科約四十名、林學科約二十五名）
試驗科目　國語及漢文、英語、數學、博物（動物及植物）
試驗期日　本年三月二十四日、二十五日、二十六日、二十七日
入學願書受付期限
試驗檢定ニ依ル者ハ本年三月十日限
無試驗檢定ニ依ル者ハ來ル二月二十日限
試驗場所　京畿道水原郡日荊面、本校
受驗者資格　品行方正志望鞏固ナル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
一、中學校又ハ高等普通學校卒業者
二、實業學校卒業者但シ專門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ朝鮮總督ノ指定シタル者ニ限ル
三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者
四、前記ノ學校在學者ニシテ本年三月末日マテニ卒業スヘキ見込ノ者ハ當該學校長ノ證明ヲ得テ入學ヲ出願スルコトヲ得
無試驗檢定　受驗者資格中ニ掲記セル第一號該當者及第二號該當者中中學校、高等普通學校、農業學校卒業者又ハ第四號該當者中中學校、高等普通學校、農業學校在學者ニシテ最近三箇年ヲ通シ學業成績ノ席次同一學年生徒全數ノ十分ノ一以上ニ在ル者ハ當該學校長ノ推薦ニ依リ無試驗檢定ニ依ル入學ヲ出願スルコトヲ得但シ卒業者ニ在リテハ卒業ノ翌年度ヲ經過セサルコトヲ要シ在學者ニ在リテハ其最終學年ニ於ケル學業成績席次ハ當該學年ニ於ケル既往學期ノ平均學業成績席次ヲ以テ之ニ充ツ
學校長必要ト認ムルトキハ前項ニ該當スル者ト雖試驗檢定ヲ受ケシムルコトアルヘシ
選拔方法　入學者ノ選拔ハ試驗檢定及無試驗檢定ノ二種トシ左ノ事項ヲ考査シテ之ヲ決定ス
試驗檢定ニ依ル者
(一)入學試驗ノ成績、(二)從來ノ學業成績及性行、(三)身體檢査書、(四)口頭試問
無試驗檢定ニ依ル者
(一)從來ノ學業成績及性行、(二)身體檢査書、(三)口頭試問

●京城高等商業學校
募集人員　約八十五名
試驗科目
受驗者資格中第一號第二號第四號ニ該當スル者ニハ
國語、作文、英語（英文和譯、和文英譯、書取、アクセンチュエーション）、代數、平面幾何
商業學校卒業者ニハ
國語、作文、英語（英文和譯、和文英譯、書取、アクセンチュエーション）、商業算術、商業簿記
試驗期日　本年三月二十四日、二十五日、二十六日
入學願書受付期限
試驗檢定ニ依ル者　本年三月十日限
無試驗檢定ニ依ル者　來ル二月二十日限
試驗場所　京城府崇仁洞、本校
受驗者資格　左ノ資格ヲ有スル者タルヲ要ス
一、中學校又ハ高等普通學校卒業者
二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者
三、中學校ト同程度以上ノ商業學校卒業者
四、前號ニ該當スル者ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依ル一般專門學校ノ入學ニ關シ無試驗檢定ノ指定ヲ受ケタル者
五、前記ノ學校在學中ノ者ニシテ本年三月ニ卒業スヘキ見込ノ者ハ當該學校長ノ卒業見込書添附ノ上出願スルコトヲ得但シ豫定期ニ卒業シ得サリシ者ハ出願ノ效力ヲ失フ
無試驗檢定　受驗者資格中ニ掲記セル第一號、第三號ノ學校卒業者ニシテ卒業席次卒業者全數ノ十分ノ一以上ヲ占メ前年度及前々年度ノ進級席次進級者全數ノ五分ノ一以上ヲ占メタル者ハ無試驗檢定ニ依ル入學ヲ出願スルコトヲ得但シ卒業ノ際前項規定ノ成績ヲ得サリシ時ハ出願ノ效力ヲ失フ
無試驗檢定ニ不合格ノ者ハ試驗檢定ニ依ルコトヲ得
選拔方法　入學者ノ選拔ハ試驗檢定及無試驗檢定ノ二種トシ左記事項ヲ考査シテ之ヲ決定ス
試驗檢定ニ依ル者
(一)入學試驗ノ成績、(二)身體檢査書、(三)學業成績表及履歷書、(四)口頭試問、(五)性行
無試驗檢定ニ依ル者
(一)身體檢査書、(二)學業成績表及履歷書、(三)性行
其他入學出願手續、入學願書書式及詳細ノ事項ハ郵券貳錢添付各自入學希望學校ニ就キ承合スヘシ

## ◎町村變更

本月十一日ヨリ荏原郡矢口村ヲ町ト爲スノ件許可セリ
昭和三年二月　東京府





第326号　本文

## ◎外國旅券無效

第一二四八六九號　北米合衆國行旅券　明治四十二年六月十八日東京府下付　所有者　江村利七
右紛失ノ旨屆出ニ依リ無效トス
昭和三年二月　東京府

## ◎購買入札

一揚水ポンプ（ゐのぐち式荏原製電動機其他附屬品共）　四臺
本年六月十一日マテニ標本ノ通抄紙部納
入札契約心得書及標本閲覽場所　當部
入札日時及場所　本月十三日午前十時當部（即時開札）
入札保證金　見積代金ノ百分ノ五以上（圓未滿切上ク）
昭和三年二月一日　內閣印刷局總務部

第一號　小形二重碍子　五万七千箇
一入札竝開札　本月六日午前十一時入札、即時開札

第一號　二百ワット電氣鏝外一點
第二號　自轉車　百五十輛
第三號　三號鉛管外八點
第四號　鐵製組立箱番　五組
一入札竝開札　本月十三日午前十一時入札、即時開札
一入札場所　當局經理課
一公示書類　同課ニテ熟覽スヘシ
一入札保證金　見積價格ノ百分ノ五以上（圓未滿切上ク）
一入札者資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格ヲ備フルヲ要ス
昭和三年二月一日　東京遞信局

## ◎商業登記

●株式會社十七銀行變更（支店）
一取締役小笠原鎌治郎ハ昭和二年十二月六日辭任ス
昭和二年十二月八日登記　福岡區裁判所箱崎出張所

●株式會社十七銀行變更（支店）
一取締役小笠原鎌治郎ハ昭和二年十二月六日辭任ス
昭和二年十二月八日登記　福岡區裁判所東鄕出張所

●合資會社設立
一商號　合資會社藤屋
一本店　那覇市東町一丁目十七番地
一目的　米穀砂糖吳服反物其ノ他雜貨ノ卸小賣業
一設立ノ年月日　昭和二年十一月一日
一代表社員ノ氏名　福山仁之助
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金六万圓　無限　藤井吉次郎　大阪市東區南久寶寺町五丁目四十三番地
金三万圓　有限　藤井達雄　同市同區同町同丁目同番地
金九万五千圓　無限　福山仁之助　那覇市東町一丁目十七番地
金五千圓　有限　藤井清一　鹿兒島市泉町三十六番地
金五千圓　有限　藤井政雄　大阪市東區南久寶寺町五丁目四十三番地
金五千圓　有限　福山タメ　那覇市東町一丁目十七番地
金二千圓　有限　吉田彥一　同市西本町五丁目一番地
勞務　有限　川崎榮太郎　同市東町一丁目十七番地
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年十一月二十九日登記　那覇區裁判所

●岡上製氷株式會社（變更）
一取締役橋浦光常ハ昭和二年十二月一日辭任ス
右昭和二年十二月十二日登記　仙臺區裁判所增田出張所

●相馬製材株式會社（變更）
一昭和二年十二月五日各株ニ付金十五圓宛拂込ヲ爲シタルニヨリ各株ニ付拂込タル株金額ヲ左ノ如ク變更ス
各株ニ付拂込タル株金額　金七十五圓
右昭和二年十二月十二日登記　相馬區裁判所

●商號株式會社三春魚市場
取締役任期滿了ノ處昭和二年十一月二十八日左ノ者當選就任ス
宗像倉吉　田村郡三春町字中町十二番地
平田定太郎　同郡同町字荒町二番地
渡邊巳之助　同郡同町字中町七十八番地
小野寺忠勝　同郡同町字八幡町二番地
篠田清吉　同郡同町字大町二十八番地
監査役缺員ニ付左ノ者當選就任ス
渡邊長吉　田村郡三春町字八幡町四十二番地
右昭和二年十二月十二日登記　郡山區裁判所三春出張所

●平製氷株式會社變更
一取締役太滿左エ門監査役高岡唯一郎薗田喜藏田倉孝雄ハ昭和二年十一月二十七日重任ス
昭和二年十二月十二日登記　平區裁判所

●兩羽電氣株式會社變更
一取締役田中豊八昭和二年十二月八日辭任ス
昭和二年十二月十二日登記　山形區裁判所楯岡出張所

●株式會社鶴岡銀行變更
一昭和二年十月八日資本總額金一百万圓ト變更シ同日存立時期ヲ滿四十箇年ト變更ス
昭和二年十二月十二日登記　鶴岡區裁判所

●酒田海運合資會社變更
一有限責任社員奧村藤吉ハ昭和二年十一月二十九日奧村七三郎ト改名シタリ
右昭和二年十二月十二日登記　酒田區裁判所

●株式會社設立
一商號　大荒澤運送株式會社
一本店　岩手縣和賀郡湯田村四十五地割百五十四番地
一目的　運送取扱業竝ニ之ニ附隨スル一般ノ業務
一設立年月日　昭和二年十一月三十日
一資本總額　金五千圓也
一一株金額　金五十圓也
一各株拂込額　金五十圓也
一公告方法　店頭ニ掲示ス
一取締役ノ氏名住所
高橋忠七　岩手縣和賀郡江釣子村大字上江釣子第十八地割字塚八番地ノイ號
三浦淸治　同縣同郡黑澤尻町大字町分乙百七十五番戶
菅原喜七　同縣同郡湯田村四十地割七十番地
高橋定吉　同縣同郡黑澤尻町大字里分十三地割三十五番地
及川德助　同縣同郡同町大字里分三百四十二番戶
一會社ヲ代表スヘキ取締役　高橋忠七
一監査役ノ氏名住所
郡司萬藏　岩手縣和賀郡黑澤尻町大字町分十六地割三百三十一番地
高橋久太郎　同縣同郡湯田村四十五地割百十八番地
一存立時期　設立登記ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和二年十二月十日登記　花卷區裁判所澤內出張所

●株式會社盛岡銀行變更（支店）
一昭和二年十二月五日紫波郡日詰町大字日詰新田二百十二番地ノ支店ヲ左ノ所ニ移轉ス
支店　紫波郡日詰町大字日詰新田第十二地割二百十一番地
右昭和二年十二月八日登記　宮古區裁判所

●株式會社盛岡銀行（變更）
一昭和二年十二月五日紫波郡日詰町大字日詰新田二百十二番地ノ支店ヲ左ノ所ヘ移轉ス
支店　紫波郡日詰町大字日詰新田第十二地割二百十二番地
右昭和二年十二月七日登記　水澤區裁判所

●合資會社設立
一商號　櫻庭合資會社
一本店　西津輕郡森田村大字中田字伏見一番地
一目的　醬油味噌製造販賣
一設立ノ年月日　昭和二年十二月八日
一代表社員ノ氏名　櫻庭源三
一社員ノ氏名住所及出資責任
一金二千圓　無限　櫻庭源三　西津輕郡森田村大字中田字伏見一番地
一金五百圓　有限　櫻庭源次郎　同上字瀧田三番地二號
一金二百五十圓　同　葛西太三郎　同郡柴田村大字柴田八十一番戶
一金二百五十圓　同　成田治之助　同上大字菊川字八橋百五番地
一存立ノ時期　向フ二十箇年

●常盤興業株式會社變更
一取締役山谷雅廣成田德藏川浪莊之助ハ昭和二年十一月三十日重任シ監査役笹森友太郎ハ同日重任シ左記ノ者新ニ就任ス
山谷省三　西津輕郡森田村大字上相野字松見一番地
昭和二年十二月十日登記　鰺ケ澤區裁判所木造出張所

●合資會社設立
商號合資會社三井商店　本店三戶郡八戶町大字新荒町十四番地　目的菓子原料和洋菓子洋酒罐詰雜貨竝ニ物品委託販賣業　設立年月日昭和二年十一月三十日　代表社員氏名三井惣助　社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任　一金一万五千圓無限三井惣助三戶郡八戶町大字新荒町十四番地金七千圓同三井惣太郎同所同番地金四千圓有限三井勇兵衞同所同番地一金二千圓同三井ひさ同所同番地一金二千圓同三井武三郎同所同番地一金千五百圓同三井キヨ同所同番地一金三千圓同瀧澤三郎同所二十八番地一金二千圓同瀧澤治兵衞同所三十一番地一金千五百圓同角谷市松同所大字八幡町十四番地一金二千圓同村井松三郎上北郡百石村字上明戶百十三番地　存立時期設立ノ日ヨリ滿十箇年
右昭和二年十二月十日登記　八戶區裁判所

●合資會社設立
一商號　合資會社⑦寶珠堂時計店
一本店　北海道上川郡和寒村字和寒市街地
一目的　一時計及附屬品販賣修繕二貴金屬眼鏡万年筆電機類販賣　三印章及附屬品諸帳簿販賣　四物品販賣
一設立年月日　昭和二年十二月五日
一社員ノ氏名住所出資及責任
一金八百圓也　無限責任社員　鈴木安治　宮城縣黑川郡吉岡町字志田町三十七番地ノ二

# 第326号　本文

第326号 本文

早稻田大學附屬

# 早稻田工手學校

□機械、電工、採鑛冶金、建築、土木、各科第一學期生徒募集
□入學資格・高等小學卒業又は中學二年修了者無試驗其他高小卒業程度の入學試驗（今回規則變更せり）
□新學期、二月十六日開始、（規則書郵券貳錢）
□四月開設の早稻田高等工學校と連絡あり
□所在地、東京牛込早稻田大學構內

夜間授業

# 喘息根治法

東京麻布區新堀町四　喘息專門　北川醫院

喘息の本態發見書希付　送料共郵券拾貳錢

自費學生募集　上海　東亞同文書院

◎試驗地　東京、京都、福岡　◎三月十五日迄ニ受驗地指定出願ノ事
◎約貳拾名　◎東京麴町區有樂町一ノ一帝國農會內　東亞同文會本部

鳩印　TOYO LINOLEUM MFG.CO.LTD.

値段表送呈

海軍省鐵道省唯一指定工場

# 東洋リノリユーム株式會社

年產額　百五十万平方碼

營業所　大阪東區瓦町二、山口ビル四階

# 生徒募集

來ル四月入學セシムヘキ本校生徒左ノ通リ募集ス

◎本校（高等商業）第一學年　凡二百名

一、入學志願者資格　（イ）中學校卒業者（ロ）商業學校卒業者（ハ）イ、ロト同等ノ資格アル者

二、試驗檢定　（イ）及（ハ）ニ對シテハ中學卒業ノ程度ニテ國語、代數、英語（英文和譯、和文英譯、書取）ニ就キ。（ロ）ニ對シテハ商業學校卒業ノ程度ニテ國語、商業算術、商業簿記、英語（英文和譯、和文英譯、書取）ニ就キ試驗ヲ行フ

三、無試驗檢定ニ就キテハ本校ニ承合ノコト

四、入學出願期日　三月三十一日迄自午前九時至午后三時（除休日）

五、入學試驗期日　四月五日、六日（學術試驗）

◎夜學中等科（舊制甲種程度）

第一學年百五十名　第二學年補缺若干名

一、入學資格　第一學年ニ對シテハ高等小學校卒業又ハ之レニ準スル者

二、入學願書受付期日　三月二十九日、三十日、三十一日　自午前九時至午后三時

◎夜學專修科　第一級二百名、第二級若干名

一、入學資格　第一級ニ對シテハ尋常小學校卒業者

二、ハ前項中等科ニ同シ

詳細ハ住所姓名ヲ記シ郵券二錢ヲ貼付シタル受信用封筒ヲ封入シ本校ニ承合ノコト

東京市赤坂區葵町三

# 大倉高等商業學校

# ◎學生募集

資格　本科　滿十六年以上二十五年以下ノ男子
　　　別科　滿十六年六ヶ月以上ノ男子ニシテ一年以上電氣通信ノ實務ニ從事シタル者

願書受付　四月七日迄

試驗日時　本科　四月十日、十一日　午前八時
　　　　　別科　四月十三日、十四日　ヨリ

試驗科目　國語（講讀、作文）數學（算術、代數、幾何ニ限ル）本科　英語（英文和譯、和文英譯）以上本科中學卒業程度、別科中學三年修了程度
　　　　　電氣通信術ニ限ル別科　口頭試問、體格檢查

修業期間　本科一ヶ年　別科六ヶ月

特典　本別科共卒業成績ニ依リ成績甲ハ私設無線電信通信從事者第一級成績乙ハ同第二級ノ資格ヲ得

●資格者ハ主トシテ船舶無線電信ニ從事シ航路ニ依リ海外視察ノ便アリ
●規則書要求者ハ二錢郵券送付アレ

東京市外下目黑五（市內電車、省線電車ヨリ約五分行程）

社團法人電信協會管理

# 無線電信講習所

# ◎學生募集

募集人員　大學豫科第一學年　百六十名
　　　　　專門部第一學年　百二十名

出願期限　三月一日ヨリ同三十一日迄

選拔試驗並體格檢查日割　大學豫科專門部同時ニ左ノ科目ニツキ選拔試驗ヲ行フ
數學（代數、平面幾何）……四月三日　午前八時ヨリ同十一時迄
國漢（國文、漢文解釋）……同日　午後一時ヨリ同四時迄
英語（英文和譯、書取）……四月四日　午前八時ヨリ
體格檢查……四月四日　午後一時ヨリ　四月五日午前八時ヨリ

特典　◎徵集延期

編入及聽講　◎中等學校教員、高等學校教員無試驗檢定學部（男女）選科、專門部第二學年編入及ビ學部聽講生並ニ專門部聽講生ノ入學ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

承合　入學ニ關スル事項ニ付テハ本學庶務課ニ承合スベシ

昭和三年一月

京都市七條猪熊

# 龍谷大學

生徒募集　本科（高小卒業）工科（尋小卒業）　○無試驗入學許可　○願期三月末日迄

# 日本獸醫學校

學則要郵券二錢　東京市外下目黑

特典　○在學生ハ徵兵猶豫　○卒業生ハ無試驗開業・普通文官・高等專門學校入學ノ資格アリ

諸官廳御指定品

特許純白防水ライトセメント

特許純白防水ライトセメント

特許純白防水ライトセメント

特許純白防水ライトセメント

用法簡便價格至廉硬度增加防水永久

セメント防水劑　特許リペル

特許純白防水ライトセメント

特許純白防水ライトセメント

特許純白防水ライトセメント

特許純白防水ライトセメント

東京丸ノ內三菱合資會社新館內
東京工業化學試驗所販賣部
電話丸ノ內　一三二三、一三二四、一三二五、一三二六

# 家庭洋服畫報

子供婦人服、編物製織、刺繡で初歩の方も縫へる教科書（五十錢）

東京赤坂帝大赤門前　家庭洋服畫報社　振替東京二三九四八

◎化學天秤

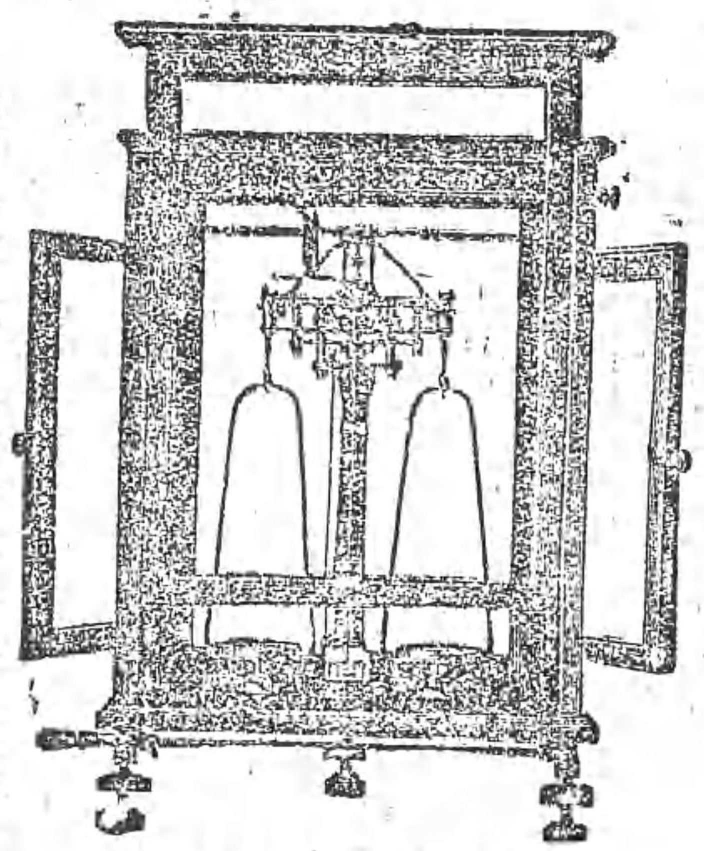

（型錄進呈）

◎各種天秤及、特許大正式自動秤◎
◎其他全般衡器製作販賣◎

宮內省遞信省鐵道省御用

東京市神田區鍋町十八番地

# 大正製作株式會社

電話神田（二五）長七一七番
工場　東京府下南品川東廣町　電話高輪六七三番
出張所（橫濱市常盤町二ノ一三　門司市櫻町二ノ一六八九）電話二〇〇五番

獨逸ウエッツラル市

エ、ライツ氏顯微鏡及び光學器械各種

在庫豐富　型錄贈呈

東洋總代理店

# シユミット商店

東京市京橋區出雲町七
大阪市北區東梅田町一八

內務省警保局編纂　從來官版正續合册

實費たつた十錢

內務省司法省の解釋　選擧法質疑（合册）附関係法令　二百八頁　特に公開　十錢　送料二錢

本書正編は昭和二年八月續編は十二月內務省の官版にて官用のものを特に此際公開を許し全國民に普及する爲實費頒布を本會へ命ぜらる

東京地方改良協會著『普選法事務提要』菊判上製六二〇頁　價四圓參拾錢　送料拾八錢

良書普及會編著『例規判例 選擧法規』菊半截八三〇頁　價壹圓五拾錢　送料八錢

東京地方改良協會編『衆議院議員選擧法並關係法令』菊半截百六十頁　價四拾五錢　送料四錢

內務事務官法學士坂千秋著『選擧法の理論と運用』菊判布裝三三〇頁　價貳圓七拾錢　送料拾貳錢

良書普及會編輯『普選取締法規』菊判洋裝二二五頁　價六拾錢　送料八錢

林博士序石橋信著『選擧運動と費用及罰則』菊判上製四五〇頁　價參圓參拾錢　送料拾八錢

普選法を作られた內務省記官石原雅二郎著『選擧運動に關する屆出』菊判洋裝七〇頁　價五拾錢（送六錢）

『公共營造物使用權』菊判洋裝二二〇頁　價八拾錢（送八錢）

『選擧運動費計理論』菊判洋裝一七〇頁　價壹圓四拾錢（送十錢）

內務事務官挾間茂著　判り易き『選擧法講話』上製函入四二〇頁　價貳圓五拾錢　送料拾貳錢

發行所　東京小石川區水道町四七　良書普及會　振替東京四四九　電話小石川（一〇三五番、二〇四三番、一六三四番）




第3326号　本文

# 浪六傑作集

机上の美觀
書齋の重鎭
文學の精粹

人情編 戀愛編 傑作編 全三冊 組

特價金三圓也

金一圓五十錢宛二回拂

送料內地十八錢 外廿五錢

1200頁 ¥3.00

總頁 壹千貳百余頁
四六版 總クロース製
紙質上等 印刷鮮明
振カナ付 全三冊
特價金一冊一圓宛

## ●好評湧くが如し!!御申込殺到す!!

本叢書は現時文壇の宿將村上浪六先生の著作中より最も會心の作を選びて人情編戀愛編傑作編の三編に別つたのである先生獨特の世態人情の表裏を描出せる快筆は恰かも天馬の空を行くが如しその妙味各編に漲り興趣遠々として盡きず眞に一讀痛快讀者をして卷を覆ふの閑なからしむ。

村上浪六先生は嘉勝て、嘉落で、通人的で文壇に特異の別天地を創造せる明治、大正、昭和に通じての大文豪である。先生は社會のあらゆる表裏に出入し人生のあらゆる實際を體驗して獨特の見地を筆に托し大膽に無遠慮に後世萬代に輝く浪六小說を出せり何人も本叢書を備へこの文藝の眞髓を味ひ且又浪六先生の不朽の名著を紀念せらるゝ爲御備付を俟つ。

●大特價金三冊三圓也 一圓五十錢宛二ケ月々賦 ●至急御申込を乞ふ。

●御出勤先記入氏名捺印の上ハガキにて御申込次第即時現品を送本。

## ●月賦規定

一下記の讀者に限り月賦販賣に應ず 諸官廳公所奉職者陸海軍人 學校職員 鐵道局員 銀行會社員 神社佛閣に御在勤者

二月賦御註文書には出勤先記入の上氏名捺印の事

# 現代支那學の權威・後藤朝太郎先生著

## 漢和は「後藤の精解漢和」!

## 學校官廳の指定辭典

## 最新最良最廉の漢和

最も完備せるこの特色を見よ

本辭典の出現によつて漢和辭典の新舊は明瞭に一線を畫された。何故に!(1)語數の豐富、新語の挿入に於て、(2)ヒキ方の平易形簡の快少に於て、(3)印刷の鮮麗無比に於て。如何なる舊辭典が此の數事業を敢行したか?加ふるに語彙の實質的充實解釋の平易明快を爲語の豐富名家の行書、草書挿入等すべてに於て遠く既成辭典を拔き學校にも官廳にも長年月の間本辭典一册あれば充分である。實に漢和辭典中最良書である。

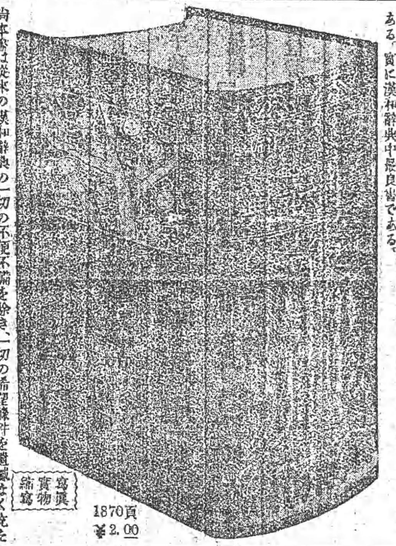


1870頁 ¥2.00

尙本書は從來の漢和辭典の一切の不便不備を除き、一切の希望條件を遺憾なく充たし、爲に二つ揃者の不便を感ぜぬ樣に苦心をしたのが本書の最大誇りとする所である。どんなムヅカシい言葉でも新聞の雜報欄を讀み得る程度の學力さへあればアイウエオ引索引にて子供にでも自由自在に引ける本書の特色である。毎日の新聞を讀むにも手紙書くにも雜誌を讀むにも人から六ケ敷い文字や熟語を聞かれた時にも文字を忘れた時にも本書さへあれば即座に用が辨じられる。官衙、學校、會社、銀行の必備品名人常務の一大武器家庭の寶庫行く所として可ならざるなきが故に本書を手にせられたれば成る程と滿足と嬉びを得らるゝであろう。

提供法 定價金貳圓五拾錢也 特價金貳圓也 體裁 紙數千八百七十頁寫眞印刷顏鮮明 新四六版縱四寸八分橫三寸厚二寸 總クロース製金箔押華麗裝美

●注意

一規定以外の讀者は現金乃至代金引替にて御註文の事

二前金御注文は一割引、代金引替送料弊店負擔

三御註文書は七組毎に一册贈呈す三組以上送料不要


東京市麹町區 飯田町四丁目十八番地

三陽書院

振替 東京一一五番 口座 東五

本誌 定價(送料共) 一ヶ月分 金十五錢(前金又は) 三ヶ月分 金四十五錢 一圓五十錢(前金又は) 八錢(地方) 廣告料 一頁金十圓 半頁金五圓 四分一頁金三圓 一段金一圓五十錢 二段金二圓五十錢 三段金三圓五十錢 表紙裏表紙金十五圓 特別廣告料ハ別ニ定ム 發行 東京市麹町區飯田町四丁目十八番地 內閣印刷局






秘 326 5

# 官報

官報　233

## 選挙に就いて　（その一）

内務省

◆選挙とは如何なるものか

選挙は国政に参与すべき代表者を選定する国家の重要なる行為であつて、公共の福祉に関する事項について公共の利害に関係を有する国民が、選挙の当日に投票を行うことは、立憲国における国民の重大なる義務であると同時に、これによつて、代議士を帝国議会におくるのである。他の一面においては、法治組織、即ち国家そのものを組織する国民としての権利でもある。

帝制政治の国においては、憲法もなければ、議会もなく、又選挙もないのであつて、国の政治は一に主権者の意思のいかんによつて行われ、国民全体の上に表われるようなことはないのである。この帝制政治の下における国民と異なり、我が国の如く立憲政治の下における国民は、一般の安寧と幸福とを増進するために、国家の政治に参与するの義務を有するものである。

立憲国たる帝国憲法は、政治の行政上の基準となる法律、及び裁判上において適用する法律を議定するばかりでなく、国民と政府との間に介在して、国民の意思を代表する議会をも設けてある。

しかしてその特色とするところは、一面においては、多数政治という語であつて、即ち国民に参政権を認め、その参政権の行使によつて、代議士を帝国議会におくるのである。他の一面においては、法治組織、即ち国家そのものを組織する国民としての権利でもある。

帝制政治の国においては、憲法もなければ、議会もなく、又選挙もないのであつて、国の政治は一に主権者の意思のいかんによつて行われ、国民全体の上に表われるようなことはないのである。この帝制政治の下における国民と異なり、我が国の如く立憲政治の下における国民は、一般の安寧と幸福とを増進するために、国家の政治に参与するの義務を有するものである。

立憲政治は各自の有する一票を土台として成り立つものであるから、その上、この国務が完全に遂行されるためには、その一票一票、この投票によつて遂行される選挙権の行使如何に重大なる関係を有するのである。これを換言すれば、選挙は国家の政治の源泉であつて、投票を与えるとか、投票をしないとかいうようなことがあつてはそれは全く憲法の精神に背くものであつて、立憲国民としてこの上の不忠得はないといわなければならない。

◆衆議院議員の選挙は選挙法の定むるところによる

衆議院議員の選挙は選挙法の定むるところによつて行われるが、帝国選挙がない限りは、四年目毎に一回しか行われないのであるから若しくは憲法第七条の解散、帝国選挙がない限りは、四年目毎に一回しか行われないのであるから若しくは憲法第七条の解散、帝国選挙権の行使を誤つたとすれば選挙人は、もちろんのこと、国民一般がいかんでも四年間はその過大の責任を負わなければならない。即ち過ちたる代議士が国の政治に参与するのであるから、立派な政治が行われないというようなことになるからである。それであるからこの四年目に一度という機会は、実に重大なる価値であつて、選挙人たる者はなるべく慎重に自重して選挙権を行使しなければならない。

◆いわゆる「普選」とは如何なるものか

今度の総選挙は、改正衆議院議員選挙法、即ちいわゆる普選法によつて初めて行われるのであるから、一般有選とか普選とかいうのは、制限選挙に対する言葉であつて選挙権に制限を設けない選挙法のことをいうのである。しかし選挙権に制限を加えないとはいつても、人には性として男女の差もあれば、年齢の分界もあり、また国によつてそれぞれ事情も異つているのであつて、何れの国でも国民一人残らず選挙権を与えるということは絶対ではなく、また不可能である。従つて何れの国の普選も、年齢について相当の制限を設けてある。各その国の事情によつてそれぞれ制限を加えているのである。

わが国の改正選挙法においても、また然りであつて、性と年齢とに制限が加えてある。即ち年齢二十五年以上の男子に限られてあることがそれである。なお衆議院の特別の事情としては、年齢二十五年以上の男子であつても選挙権の与えられない者もある（選挙法第五条、第七条参照）。しかしわが改正選挙法は、これを外国の例に倣しもいわゆる普選法というのに何等そぐわないのである。

◆いわゆる制限選挙制度の下における選挙権の範囲

制限選挙は、国によつて異るのはもちろんであるが、わが国既往の選挙法は、その制限の選挙を納税と住所とに係つたのである。いまわが国における選挙権制限の歴史を通つて見ると明治二十三年初めて選挙法が實施されてから、同二十三年改正せらるゝまでは、納税（直接国税）十五圓以上住所一年以上というような厳しい制限であつたから、この選挙法の下で第一回から第六回までの総選挙を行つたのであるが、選挙人総数は毎回僅かに四十万人から五十万人に過ぎなかつたのである。

明治三十三年と選挙法が改正され、納税制限は漸次に減じて来て、遂に今日のいわゆる普通選挙を實行するまでに進んで来たのである。

これは皆国民政治思想の向上発展とまつたのである。

ついて一面においては出来得る限り広く国民に参政権を与えることを精神とする立憲制度の趣旨に合するもので、即ち納税の選挙法と異つたものとは言わなければならない。ゆえに元来有権者たるものは何等金銭上自重して相当に義務の負担を努めることに心がけ、新たに重要なる権利を得た納税者は右の趣旨を理解して、いわゆる普選の賦与せられた権利を自分に国民一般の安寧幸福と国家の隆昌とを図ることに努力しなければならない。

◆特に今回の選挙に就いて多年国民の熱望であつた、いわゆる普選は、昨秋治安維持法と合同にわたつて行われた衆議員の総選挙において、一度この試験を経たのではあるが、普選よりも第一回の衆議院議員選挙は、今回を以て初めてであるから、特に慎重に行わなければならない。

そして今回の選挙は、大正十四年に右の選挙法を改め、納税制限を全く撤廃してしまつたいわゆる普通選挙となつたのであつてその結果選挙人の総数は一躍二千三百万人に増加したのである。

以上によつて見ると、わが国現今の選挙法は、納税を以て選挙権の主たる標準としたいわゆる制限選挙であつたのである。しかしこの制限は漸次に減じて来て、遂に今日のいわゆる普通選挙を實行するまでに進んで来たのである。

これは皆国民政治思想の向上発展とまつたのである。

ついて一面においては出来得る限り広く国民に参政権を与えることを精神とする立憲制度の趣旨に合するもので、即ち納税の選挙法と異つたものとは言わなければならない。ゆえに元来有権者たるものは何等金銭上自重して相当に義務の負担を努めることに心がけ、新たに重要なる権利を得た納税者は右の趣旨を理解して、いわゆる普選の賦与せられた権利を自分に国民一般の安寧幸福と国家の隆昌とを図ることに努力しなければならない。

◆特に今回の選挙に就いて多年国民の熱望であつた、いわゆる普選は、昨秋治安維持法と合同にわたつて行われた衆議員の総選挙において、一度この試験を経たのではあるが、普選よりも第一回の衆議院議員選挙は、今回を以て初めてであるから、特に慎重に行わなければならない。

そして今回の選挙は、大正十四年に右の選挙法を改め、納税制限を全く撤廃してしまつたいわゆる普通選挙となつたのであつてその結果選挙人の総数は一躍二千三百万人に増加したのである。

官報　第三千六百　昭和三年一月一日（水曜日）（郵便物認可）



第326号　付録

第326号付録



ため、關係官吏に對してはもちろん、一般選擧人に對しても、諸種の方途を講じ、且つ各種の機會を利用して、繰返し懇切に新法の趣旨を說示すると共に、その普及徹底並に、これが運用に關して、格段の努力をいたし、なお極力違反行爲の豫防上につとめたのである。

しかして、これを實際の總結果に徵すると、先ず大體において、一般に新法の精神を諒解し、その運用も宜しきを得て、第一回としては、相當良好なる成績を擧げ得たことは、まことに喜ばしいところである。しかしながら、たゞ遺憾とする主なる點は、從來の選擧に比して、棄權率の多かつたことゝ、多衆の中には依然積弊である買收詐託などの違反者が全然その跡を絕たなかつたことゝである。

右の選擧における棄權率は、選擧人總數の二割六分五厘に當るのである。この棄權率は外國における普選當初の成績に比して、決して遜色ある譯ではないが、わが國既往における選擧の棄權率一割乃至二割であつたのに比べて、良好の成績であつたとはゆわれない。殊に、今回の衆議院議員選擧は、地方議會の選擧よりも一層その意義が深いのであつて、多數の國民が國政に參與する憲法上の貴重な權利を行使し、政治上の責任を分つとゆう、わが憲政史上劃時代的の大切な選擧である。況んや投票は他人の爲にするものではなく、實は自分達各このために、また國家のためにするものであるから、折角各自が享有したこの貴重な權利は一段とこれを尊重し、自分達のために必ずこれを行使し、また國家に對する大切な責務を果たすために、決して棄權しないように心掛けなければならない。

また詐託買收等の選擧犯罪について見ると、特に新選擧法令は、この點に關して嚴重に規定しているのに、府縣會議員の選擧においては、犯罪者の總數五千二百餘人、選擧人一万人に對し五人強の割合である。これを前回の府縣會議員の總選擧における犯罪者總數一万一千三百餘人、選擧人一万人に對し二十五人の割合に比し、著しく減少したことは、まことに喜ぶべきことで、一面においては選擧が公正に行われたことを物語るものである。

今回の衆議院議員總選擧は、ゆうまでもなく、憲法上の機關たる立法府の構成員を、初めての普選において選出するものであつて、この選擧が正しく行われることは、國の政治が正しく行われる本になるのであるから、私慾に迷わされたり、私情にとらわれたりして心にもない投票をすることがないように、更に一層緊張し、自粛して、全く自分の思つた通りに正直に、極く眞面目に適當と信ずる人を選擧すべきである。そして、いやしくも法に觸るゝとゆうような不心得のないように心掛けなければならない。若し選擧について刑罰を受けると、夫れ自體が恥辱であるばかりでなく、候補者ならば、その當選が無效となり、その他の者であれば衆議院議員の選擧についてはもとよりのこと、他の府縣會議員や、市町村會議員等の選擧權及び被選擧權を一定の期間禁止せられるのである。かようなことがあつては、立憲治下における國民の最大恥辱であるから、各人が充分注意しなければならない。

◆改正選擧法に就いて　改正選擧法は從來の納稅を要件とする選擧資格を撤廢して、いわゆる普通選擧の制度を採つたことが、一番重要な點であるが、それと共に、選擧區制の改正、候補者制度の新設、選擧運動と、その費用に關する規定の新設、並に選擧罰則の改正等は、何れも主な改正である。特に選擧運動と、その費用について、新らしい規定を設けたことゝ、選擧罰則に著しい改正を加えたことゝは、從來の戶別訪問や、その他いろいろ弊害のある選擧運動方法を一變して、言論と文章とを主とする適正なる運動方法に轉換せしめ、選擧を公正ならしむるものとして、すこぶる期待せられているのである。

◆選擧區に就いて　選擧區は議員を選擧する區域を定めたものであつて、わが國の選擧法では、從來小選擧區制と大選擧區制とを採用していたのであるが、今回は中選擧區制によつたのである。

小選擧區制は議員一區一人を原則とした制度であつて、明治二十二年選擧法公布以來同三十三年までと、大正八年から大正十四年の改正まで採用していたのであつて、今般の改正前の選擧區は總數三百七十四、議員定數四百六十四人であつた。

大選擧區制は原則として一府縣を一區とし、議員數をその府縣の人口によつて、割り當てたものである。この制度は明治三十三年から、大正八年までこれを採用していたのである。もつともその當時でも、市だけは別に獨立選擧區としていたが、これは特別の事情によつて例外として認めていたものである。

改正選擧法では、右の大小何れの選擧區制にもよらず、いわゆる中選擧區制を採用し、議員定數は一區三人から五人と定めたのであつて、選擧區總數百二十二、議員總定數四百六十六人である。このいわゆる中選擧區制を採用したのは、大選擧區としても、又小選擧區としても何れも相當の利弊が伴うので、その採長補短の趣味からである。

◆選擧權と被選擧權に就いて　㈠選擧權　年齡滿二十五歲以上の男子は、原則として選擧權があるのである。但し年齡二十五歲以上の男子でも、禁治產者その他法律の定めた、ある種の者（法第六條七條）には、選擧權を有せしむることは適當でない爲に、選擧權が與えてないのである。

改正前の選擧法では、一定の年月同一場所に住居を有することが選擧資格の要件であつたけれども、改正法ではこの要件を必要としないことになつたのである。しかし、投票をするには、選擧人名簿に登錄された者でなければ出來ないのであつて、選擧人名簿に登錄されるのには、㈠名簿調製の日まで同一市町村に一年以上引續き住居を有することが必要である。㈡被選擧權　年齡滿三十歲以上の男子は原則として被選擧權がある。但し法律に定めた、ある種の者（法第六條七條八條九條）については、被選擧權がないのである。

選擧權の行使は選擧人名簿に登錄されていることが必要であるが被選擧權については選擧人名簿に登錄されていることを必要としない。

◆投票に就いて　選擧の爲に投票するには、槪ね左の事柄を心得ていなければならない。

㈠選擧權があつて且つ選擧人名簿に登錄された者でなければ投票することが出來ない。たとえ選擧人名簿に登錄されていても、實際上選擧權がなくなつた人は投票してはいけない。

㈡投票所へは、選擧の當日投票時間內、即ち午前七時から午後六時までの間に往かなければならない。

㈢投票所へは自分が行かなければならない。

㈣投票する前に、先づ選擧人名簿と對照して貰わなければならない。

㈤投票は投票所から貰つた投票用紙に、自分で議員候補者一人の氏名をかいて、投票函に入れるのである。議員候補者の氏名は、漢字でも假名でもよろしい。

㈥投票用紙に、議員候補者でない者の氏名を書いたり、二人以上の議員候補者の氏名を書いたり、又は自分の氏名や、その他のこと、例えば候補者氏名の下に「へ」「に」の類の文字を書いたりすると、その投票は無效になる。

不在者投票の規定による投票についても、投票の心得は右の通りであるが、その投票をするについては、豫め自分の屬する投票所の、投票管理者にその旨を申出て投票用紙と、投票用封筒の交付を受け、特別投票管理者（船長又は業務主等）の管理する投票記載所で、投票を記載し投票用封筒に入れて、これをその特別投票管理者に提出するのである。

なお點字により投票しようとする人は、投票所に行つたときに、投票管理者に、その旨を申出でなければならない。

◆選擧の罰則に就いて　選擧の罰則は議員候補者や、選擧運動者や選擧人はもちろんのこと、その他總ての人が、必ず守らなければならない大切なことである。この罰則は、從來の選擧法でも相當嚴重であつたのであるが、今度の改正選擧法では一層嚴重になつた。そして新たに加えられた點もよほどあるから、充分注意して、決して罰則に觸れるようなことがないようにしなければ





ばならない。

▼金錢や品物や手形などを貰つてはならないこと＝金錢や、品物や、手形などを遣るからと言つて投票や運動を頼まれ、又は投票や運動を止めるように頼まれて、これを貰うと犯罪になる。かようなことは單に約束をしただけでも、要求をしただけでも、犯罪になる。

▼投票所などへの往復に、乘物に乘せて貰い又は車馬賃や茶代や宿泊料等を貰つてはならないこと＝投票する爲に投票所に往復するに、自動車や、汽車などの乘物に乘せて貰い、又はその車賃や、汽車賃を出して貰つたり、茶代や、宿料等を拂つて貰つたりすると犯罪になる。かようなことは單に約束をしただけでも、要求をしただけでも犯罪になる。

▼公私の職務を與えるとゆうことに迷わされてはならないこと＝官吏に採用されるように世話をするとか、銀行會社の重役若は事務員にするとか、役場や組合の吏員にするとか、その他いろいろな職務を與えると言つて、投票や運動を頼まれ、又は投票や運動を止めるように頼まれてこれを受けると犯罪になる。かようなことは單に約束をしただけでも、要求をしただけでも犯罪になる。

▼饗應や接待を受けてはならないこと＝饗應や、接待を種にして投票や運動を頼まれ、又は投票や運動を止めるように頼まれて、これを受けると犯罪になる。かようなことは單に約束をしただけでも、要求をしただけでも犯罪になる。

饗應や、接待とゆうのは、懇親會とか、祝賀會とか、その他名義は何んでも御馳走をしたり、又は芝居その他の興行を見物させたり、遊覽させたりすることである。たとえ銘々その割前を出したとゆうことにしても、實際出した金額以上の饗應接待を受けると、やはり犯罪になる。

▼用水、小作、貸借、寄附などの利害關係に誘われてはならないこと＝小作料をまけるとか、用水の便を圖るとか、貸金の返濟を猶豫するとか、寄附をするとか、婚姻等の人事の關係を利用するとか、その他いろいろな利害關係を利用して、投票や運動を勸誘せられたとき、又は投票や運動を止めるように頼まれたとき、これに應ずると犯罪になる。

自分の關係している神社や、寺院や、學校や、會社や、組合や、市町村などに對する右のような利害關係を利用して、投票や運動を勸誘せられ、又は投票や運動を止めるように頼まれて、これに應ずることも犯罪になる。

自分の方から進んで、かような利害の關係を利用して勸誘して呉れるように仕向けることも犯罪になる。

議員候補者となるにつき、市町村や、組合や、會社などへ金品を寄附するとか、便利を與えるとか、ゆうようなことで誘導せられ、これに應ずることも犯罪になる。

▼議員候補者を止めること、議員候補者となるのを止めること、又は當選を辭することについて、金品などを受けたり、職務を與えて貰つたり又は利害關係に誘われてはならないこと＝議員候補者にならぬとか、議員候補者を辭退するとか又は當選を辭するとかゆうことについて、金錢や、品物や、手形などを貰つたり、饗應や接待を受けたり、公私の職務を得たり、又は利害關係に誘われてこれに應ずると重い犯罪になる。かようなことは單に約束をしただけでも、要求をしただけでも重い犯罪になる。

▼選擧がおわつた後でも、報酬の意味で以上に掲げた事柄をしてはならないこと＝選擧がおわつた後でも、選擧前に盡力したことの御禮とゆうような意味で、金品を貰つたり、饗應接待を受けたり、公私の職務を與えられたりすると犯罪になる。

▼以上に掲げた金品、職務、饗應、接待、利害關係等を種にして選擧運動をしてはならないこと＝金錢、品物、手形、車馬賃、茶代、宿泊料、公私の職務、饗應、接待、利害關係等を種にして投票や運動を頼んだり、投票や、運動を止めることを頼んだり、又は候補者若は候補者となることを止めることや、當選を辭することを頼んだりすると犯罪になることはもちろんである。

▼以上に掲げた事柄に付て周旋勸誘をしてはならないこと＝以上に掲げた事柄を人と人との中に立つて世話をしたり、勸誘をしたりすると犯罪になる。

▼選擧人、議員候補者、運動者又は當選人に對して亂暴をしたり、嚇したり、拐したりしてはならないこと＝選擧人や、議員候補者や、議員候補者とならうとする者、運動者や、當選人の身邊に立塞がり若は追隨したり、これ等の者に對して亂暴をしたり、些細なことでも嚇したり、無理やりに連れ出したり、抑留したりすると犯罪になる。

用水とか、小作とか、貸借とか、婚姻等の人事の關係とかを利用したり、又は神社、寺院、學校、會社組合、市町村等に利害關係のあることを種にして、選擧人や、議員候補者や、議員候補者にならうとする者や、運動者や、當選人を嚇すことも犯罪になる。

▼演說を妨害したり、往來や集會の便を妨げたり、その他不正の方法で選擧運動の妨げをしたりしてはならないこと＝演說會場でわざと喧噪をしたり、狂暴にわたることをしたりして、演說を妨害すると犯罪になる。往來や、集會の便を妨げる爲に車や、演說會場を借切つたりすることなども犯罪になる。又違反事件が出來たとか、主腦運動者が辭任したとか、死亡したとか言つて、當選に影響を與えるようなことを僞つて言觸らしたり、その他あらゆる不正の方法で投票の自由、又は選擧運動の自由を妨げることも犯罪になる。

▼議員候補者の當選を得る爲に又は當選を妨げる爲に僞りの事柄を言觸らしてはならないこと＝議員候補者の當選を得る爲に、議員候補者の身分、職業又は經歷について有りもせぬ僞りの事柄を演說したり、新聞雜誌に書き立てたり、ビラや、ポスターに書いて配つたり、張つたり、その他どうゆう方法でも、公衆に知らせるようなことをすれば犯罪になる。當選を妨げる爲に議員候補者に關して有りもせぬ僞の事柄を右と同じような方法で公にすれば犯罪になる。

▼大勢集つたり、練り歩いたり、煙火を揚げたり、鐘や太鼓を鳴らしたり、旗を立てたりなどして氣勢を張る樣なことをしてはならないこと＝選擧の爲にかようなことをして、警察官吏から制止を受けても聽かないと犯罪になる。

▼銃器や槍や刀や棍棒の樣な物を携帶してはならないこと＝選擧の爲に銃器や刀劍や、棍棒等人を傷ける樣な危險な物を携帶すると犯罪になる。かような物を持つて投票所や、開票所へ入ると一層重い犯罪になる。

▼大勢集つて亂暴をしたり、騷いだりしてはならないこと＝投票所や、選擧會場を騷したり、其處で亂暴をしたりすると重い犯罪になる。大勢集つてかようなことをすると、なお一層重い犯罪になる。その他選擧に關して騷を起したり、亂暴をしたりする爲に大勢集つて警察官吏の解散の命に從わないと犯罪になる。

以上は今度の總選擧について、注意しなければならない事柄の槪略を述べたに過ぎぬのである。詳しいことは衆議院議員選擧法及び同法附屬の法令を見て戴きたい。なお刑法、治安警察法警察犯處罰令等も關係があるから、これ等の法令についても注意しなければならない。

## 新らしく實施の月掛郵便貯金

貯金局

郵便貯金は昨年末において、全國總預人員三千四百余万人、總預金額十五億二千三百余万圓に達し、これを前年末に比較すると、人員において約百八十万人、金額において約三億圓の增加を示した。もちろんこの好況は財界恐慌とゆう突發原因

に負うところ多く、一時の變態的現象にして、早晩相當の減少は免れないで、歸着すべき點に歸着し常態に復歸するものと考えられる。

しかしながら、郵便貯金は、かく盛況を呈しているけれども、一面その内容を觀察すると、なほ開拓の餘地を殘していることがわかる。卽ち都市と農村との關係は預入員は都市においては人口三人につき約二人であるが農漁村においては人口三人に付約一人の割合となつている。また預金額は都市の人口一人當約三十七圓なるに對して、農漁村においては僅に十二圓余に過ぎない。かく兩者に懸隔のあるのは、郵便局の分布狀態に原因するところが多いと認められる。卽ち都市地方においては、郵便局はその數も多くまた他の貯蓄機關も普及發達しているから、交通の便と相まつて、貯蓄の實行に不便を感ずることは尠ない。しかるに農漁村における郵便局の分布は面積三方里餘、人口六千百余人に對して、僅に一局に過ぎない割合であり、かつ他の貯蓄機關にも乏しく、貯蓄の希望は有していてもこれが實行を不便とするものが多數あろう。

本日より新たに實施せらるゝ月掛貯金は、これ等農漁村における不便を救濟し、その貯蓄の機會を多くするを目的とするものであつて、農漁村の如く郵便局に遠隔せるものはもちろん、また種々の關係のため取扱時間中に郵便局を利用し得ない人々に對する貯蓄方法としては、本制度は最もふさわしいものと信ずるのである。卽ち預入金額は、郵便局から毎月自宅へ集金に行くから、預入のため郵便局へわざ〳〵赴く手數を要しないことが第一の便益である。かつ普通貯金の如く、拂戻の自由であるものは稍もすれば預金を引出し勝ちとなり、また一定期間拂戻に制限ある据置貯金にしても、毎月の預入が任意であるため、ともすれば怠り勝ちとなるものであるが、これ等の點に就いては月掛貯金は、毎月一定の預入金額は預け入指定の日に集金せられ、また豫め定めた期間内拂戻し得ないから、預入を怠るようなこともなく、自然に纏つた貯金が出來るのである。制度の概要及びこれが利用の方法を左に略述する。

制度の概要

㈠月掛貯金は月一回一定の金額を預入し、豫め定めた期間内拂戻が出來ない。㈡預金は毎月希望の日に自宅或は勤め先等へ郵便局から集金に行く。（日曜日または祝祭日もこれを取扱う。（但し一月一日より三日までは取扱わない）㈢毎月の掛金は二圓、三圓、五圓、七圓、十圓の五種ある。㈣据置期間は二年、三年、五年、十年の四種ある。一、利子は据置貯金と同じく年五分四毛で、預入の月から附き、一年毎に元金に加える。

㈤滿期の時の元利合計高は左表の通りである。

| 毎月掛金 | 二年滿期 | 三年滿期 | 五年滿期 | 十年滿期 |
|---|---|---|---|---|
| 二圓 | 四圓五三 | 四圓七七銭二 | 一三六圓二八 | 三一〇圓四四 |
| 三圓 | 七五銭〇 | 一一六圓五九 | 二〇四圓四四 | 四六五圓八七 |
| 五圓 | 二二六銭三 | 一九四圓三七 | 三四〇圓三三 | 七七六圓六四 |
| 七圓 | 一七六銭九一 | 二七二圓二一 | 四七七圓一五 | 一〇八七圓二八 |
| 十圓 | 二五二銭五 | 三八八圓六六 | 六八一圓八八 | 一五五三圓三三 |

㈥月掛貯金を始める際は、郵便局の窓口に、または出張員に預入申込書と第一回の預入金を差出し、受領證の交付を受ける。月掛貯金通帳は後から送付される。第二回目からは指定の日に郵便局から集金に行き通帳に記入する。㈦月掛貯金は預入金高或は据置期間を異にすれば同一人で幾種でも出來る。又普通貯金、規約貯金、据置貯金などしてゐる人も別に月掛貯金が出來る。㈧月掛貯金は市制施行地及び東京市の隣接町は之を取扱わない。

月掛貯金利用方法

一、記念貯金＝子供の誕生、新入學の記念や結婚の記念に。

一、教育貯金＝子供がさき〳〵上の學校に入學する學資の積立に。

一、向上貯金＝農家なら農具を改良して生産能率を增すため、商家なら商賣を手廣くするなどの資金積立に。

一、住宅貯金＝自分の家を新築するため、その新築費の積立に。

一、團體貯金＝青年團、在鄉軍人會、婦人會、學校、官衙、會社、工場又は町村内の有志など團體員が協力して貯金を實行するため。

## 一九二七年の世界の大觀　昭和二年のアメリカを見る（その五）

國際聯盟協會

▼本年度の國内諸問題　アメリカの國際關係を見たわれ等は、さらに簡單にその内政を見る必要がある。

昭和二年度のアメリカに、特筆大書しなければならないことは、飛行熱の盛んになつたことである。四月、リンドバーク とゆう二十五才になる青年が、スピリツト・オヴ・セントルイとゆう單葉機で、單身大西洋を横斷し、ニューヨーク、パリー間三千八百マイルを三十三時間半で 飛行に成功したのである。このことが動機となつて、アメリカ人の飛行熱は白熱し、太洋横斷飛行は相續き、米大陸ハワイ間の飛行も成功し、殘るのは太平洋の横斷だけが未完成のまゝになつている。

將來は 自動車文明の代りに、飛行機 文明が來て、それがおそらくはアメリカを源泉地とするのであろうが、その飛行機文明の歷史を書く時にあたつては、昭和二年―一九二七年から新たなページは始めなければならないと思われる。

つぎにアメリカで 問題となつたのは、大統領クーリツヂ氏が次期（一九二八年＝本年）の選擧に候補者として 立たないことの意志を發表したことである。從來クーリツヂは本年の選擧に、共和黨の最も有望な候補者として目されていた。同氏が昨年の夏、サウス・ダコタ洲の ブラック・ヒルスとゆう山中に暑を避けたのも、避暑に名を借りて、農業救濟法案拒否以來とかくクーリツヂを離れ去りがちな、西部の農業家の歡を買うためだと信じられていた。かれが立候補すれば何人も敵でなかろうと、一般からそう信じられていた。

しかるに、昨年八月二日、同氏の 大統領就任記念日にあたつて、かれは新聞記者に對して一枚の紙を渡した。それには "I do not choose to run for president in 1928." と書いてあつた。卽ちかれは自から「大統領を爭うべく選ばない」とゆうのである。何故この場合、大統領はチユーズ（選ぶ）とゆうような文字を使つたのだろうと、種々な解釋と臆測はあつたけれども、しかしその後の形勢によつて、大統領が自發的には立候補の意志のないことだけが明らかになつた。アメリカには大統領を三期就任することに反對する傳統がある。クーリツヂの場合は前大統領ハーデイングが死んで、當時副大統領であつたかれが就任したのだから、解釋のしようによつては、三期目とゆうことはできないのであるが、しかしかれがアメリカの傳統を尊重して、この決意に出てたのであろうとゆう點に世論は一致している。本年の選擧の候補者としては、共和黨から前國務長官ヒユーズ、現商務長官フーヴアー、前イリノイ 知事 ラウデン、副大統領ドーズ等があり、民主黨からは現にニューヨーク州知事スミスが最も有力である。

この外アメリカの 内政問題をあげれば數限りはないが昭和二年のアメリカを大觀するのにあるのだから、この邊でこの 稿をおわることにする。

最後にわれ等の附言してよろこびたいことは、日米關係が改善され、ホノルヽに開かれた太平洋會議、日米兒童間の御人形の交換、銀行家トマス・ラモント氏の來朝などであつた。（おわり）

## ◆前週の官報に◆


◉衆議院議員總選擧期日（諭書）　二三
◉昨二年十二月中に於ける國債增減額（彙報）　二三
◉結核豫防法施行令中改正（勅令）　二四
◉五分利國庫債券（第四十五回）發行規程（大藏省令）　二四
◉陸軍戸山學校軍樂生徒召募につき志願者心得（陸軍省告示）　二六
◉昭和二年米收穫高（彙報）　二六
◉高等試驗行政科、外交科、司法科公告および大正十二年法律第五十二號による試驗公告並に同證明願の件（廣告）　二六
◉市街地建築物法適用區域の件中改正（勅令）　二八




許可 326 郵便物